

令和2年度
愛知県教員研修計画(案)

愛知県教育委員会



はじめに

社会の急激な変化に対応し、生き抜いていくことができるよう、子どもたちを育成していくためには、教員自身が常に学び続ける意識を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質・能力を、生涯にわたって高めていく必要があります。

教員の資質向上に向けては、平成29年4月に教育公務員特例法の一部改正法が施行され、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、「教員の資質の向上に関する指標」を定めるとともに、これを踏まえた「教員研修計画」を定めることとされました。これを受けて、愛知県教育委員会では、「教員の資質向上に関する指標等策定協議会」を設置し、協議を重ね、平成29年11月に「愛知県教員育成指標」を策定、公表しました。そして同時に、愛知県教育委員会が実施する全ての教員研修を見直し、令和3年度を目途に、教員研修の体系を再構築して、新たな体系による教員研修計画を策定していくこととしました。

学校現場が直面している教育課題に、よりの確に対応できるよう、また、教員自身が高度専門職としての職責、経験又は適正に応じて身に付けるべき資質・能力の向上に努められるよう、さらには、「働き方改革」の視点で、より効果的かつ効率的な教員研修となるよう、多角的に教員研修の改革を進めていきます。

目次

- はじめに (P.1)
- I 令和2年度愛知県教員研修計画について (P.2・3)
 - 1 研修の基本方針
 - 2 研修の種類とキャリアパス
- II 令和2年度愛知県教員研修体系 (P.4～6)
 - ① 高等学校・特別支援学校
 - ② 幼稚園・小中学校
 - ③ 養護教諭・栄養教諭
- III 令和2年度の教員研修改革のポイント (P.7～9)
- IV 愛知県教員育成指標を踏まえた研修計画一覧の活用 (P.10)
- V 令和2年度愛知県教員研修計画一覧 (P.11～39)
- 参考資料① 平成31年度の教員研修の見直し状況 (P.40)
- 参考資料② 平成30年度の教員研修の見直し状況 (P.41)
- 参考資料③ 愛知県教員研修改革の方針 (P.42～45)

I 令和2年度愛知県教員研修について

1 研修の基本方針

現在の学校教育には、子どもたちに新しい時代が必要となる資質・能力を育むことが求められている。このような教育を実現するためには、教員一人一人が学校教育の直接の担い手であるという意識を強くもち、自律的かつ主体的な研修に努め、教員としての資質・能力を一層高めるとともに、学校において研修の成果を同僚と互いに共有するなどして、学校組織全体としての指導力向上を図ることが重要である。

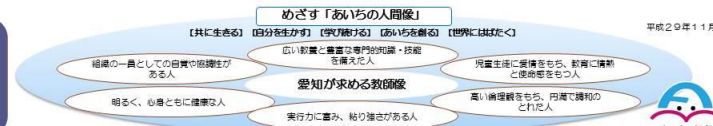
愛知県教育委員会では、平成29年11月に「愛知県教員育成指標」を策定し、キャリアステージに応じ、教員一人一人が発揮したい資質・能力を明確にした。

これらを踏まえ、県総合教育センターの研修事業を中核とし、県教育委員会各課室、各教育事務所等が連携を図りながら、初任者から中堅教員、ベテラン教員、管理職まで、教員のキャリアステージに応じた体系的かつ効果的な研修を実施する。

【研修事業に関する重点】

- ① 教員としての資質や指導力、マネジメント力など、資質・能力の向上に資する
- ② 学校が直面している教育課題の解決に資する
- ③ 教育改革の推進に対応する

愛知県 教員育成指標 【教諭】



ステージ	愛知県が求める 給任時の姿	第1ステージ 教員としての 基礎を固める	第2ステージ モデルリーダーとして 推進力を発揮する	第3ステージ シニアリーダーとして 牽引力を発揮する
教育の感情・使命感・責任感	○児童生徒の伸びよと姿を捉え、愛情をもって寄り添い、支え続け、児童生徒の成長に喜びを感じる。 ○児童生徒の未来を真剣に考えるときに、将来を担う児童生徒の成長を願い負い使命感や責任感を自覚する。	○児童生徒の伸びよと姿を捉え、愛情をもって寄り添い、支え続け、児童生徒の成長に喜びを感じる。 ○児童生徒の未来を真剣に考えるときに、将来を担う児童生徒の成長を願い負い使命感や責任感を自覚する。	○児童生徒の伸びよと姿を捉え、愛情をもって寄り添い、支え続け、児童生徒の成長に喜びを感じる。 ○児童生徒の未来を真剣に考えるときに、将来を担う児童生徒の成長を願い負い使命感や責任感を自覚する。	○児童生徒の伸びよと姿を捉え、愛情をもって寄り添い、支え続け、児童生徒の成長に喜びを感じる。 ○児童生徒の未来を真剣に考えるときに、将来を担う児童生徒の成長を願い負い使命感や責任感を自覚する。
倫理観・人間性・行動力	○高い倫理観をもち、法令を遵守し、児童生徒の手本となるような立ち振る舞いを心がけ、児童生徒との信頼関係を築こうとする。 ○児童生徒の目標・憧れになるような魅力あふれる姿を演出する。 ○自ら率先、粘り強く、職務に取り組もうとする。	○高い倫理観をもち、法令を遵守し、児童生徒の手本となるような立ち振る舞いを心がけ、児童生徒との信頼関係を築こうとする。 ○児童生徒の目標・憧れになるような魅力あふれる姿を演出する。 ○自ら率先、粘り強く、職務に取り組もうとする。	○高い倫理観をもち、法令を遵守し、児童生徒の手本となるような立ち振る舞いを心がけ、児童生徒との信頼関係を築こうとする。 ○児童生徒の目標・憧れになるような魅力あふれる姿を演出する。 ○自ら率先、粘り強く、職務に取り組もうとする。	○高い倫理観をもち、法令を遵守し、児童生徒の手本となるような立ち振る舞いを心がけ、児童生徒との信頼関係を築こうとする。 ○児童生徒の目標・憧れになるような魅力あふれる姿を演出する。 ○自ら率先、粘り強く、職務に取り組もうとする。
自己教育力・創造的思考力	○成長と高い専門性を備えつつ、常に自分の姿を振り返り、向上心を忘れることなく自ら学び続ける姿勢を持っている。 ○新たな情報と直面して、柔軟に対応するときにも、常に創造工夫しなから物事に取り組んでいくことができる。	○成長と高い専門性を備えつつ、常に自分の姿を振り返り、向上心を忘れることなく自ら学び続ける姿勢を持っている。 ○新たな情報と直面して、柔軟に対応するときにも、常に創造工夫しなから物事に取り組んでいくことができる。	○成長と高い専門性を備えつつ、常に自分の姿を振り返り、向上心を忘れることなく自ら学び続ける姿勢を持っている。 ○新たな情報と直面して、柔軟に対応するときにも、常に創造工夫しなから物事に取り組んでいくことができる。	○成長と高い専門性を備えつつ、常に自分の姿を振り返り、向上心を忘れることなく自ら学び続ける姿勢を持っている。 ○新たな情報と直面して、柔軟に対応するときにも、常に創造工夫しなから物事に取り組んでいくことができる。
コミュニケーション力	○自分の考えを伝えるとともに、周囲の状況や相手の思いを汲みえ、共通理解を図りながら、協働的に行動する。	○自分の考えを伝えるとともに、周囲の状況や相手の思いを汲みえ、共通理解を図りながら、協働的に行動する。	○自分の考えを伝えるとともに、周囲の状況や相手の思いを汲みえ、共通理解を図りながら、協働的に行動する。	○自分の考えを伝えるとともに、周囲の状況や相手の思いを汲みえ、共通理解を図りながら、協働的に行動する。
児童生徒理解	○子どもの発達段階や成長に際する基礎的な知識を身に付け、児童生徒理解の資質や資性を理解し、一人一人に愛情をもち種別的に関わりようとする。	○児童生徒一人一人に愛情をもって接し、児童生徒との関係の中で、心算を捉える。 ○学校・学年への帰属意識を児童生徒に育成する姿勢を持つ。 ○家庭環境などの背景も踏まえて児童生徒を理解し、個々に応じた成長を促そうとする。	○児童生徒の発達の段階や成長に際する基礎的な知識を身に付け、児童生徒理解の資質や資性を理解し、一人一人に愛情をもち種別的に関わりようとする。 ○児童生徒一人一人に愛情をもって接し、児童生徒との関係の中で、心算を捉える。 ○学校・学年への帰属意識を児童生徒に育成する姿勢を持つ。 ○家庭環境などの背景も踏まえて児童生徒を理解し、個々に応じた成長を促そうとする。	○児童生徒の発達の段階や成長に際する基礎的な知識を身に付け、児童生徒理解の資質や資性を理解し、一人一人に愛情をもち種別的に関わりようとする。 ○児童生徒一人一人に愛情をもって接し、児童生徒との関係の中で、心算を捉える。 ○学校・学年への帰属意識を児童生徒に育成する姿勢を持つ。 ○家庭環境などの背景も踏まえて児童生徒を理解し、個々に応じた成長を促そうとする。
学習指導	○学習指導要領を正確に理解し、授業の構成など、基礎的な指導技術を身に付け、指導計画に即し、実践しようとする。	○適切な教材や読みやすい図書、意図的な環境の構成などの資質的な能力を身に付け、児童生徒の主体的な学びを引き出す指導力を培うとともに、個に応じた指導を行うようとする。 ○児童生徒の発達の段階や成長に際する基礎的な知識を身に付け、児童生徒理解の資質や資性を理解し、一人一人に愛情をもち種別的に関わりようとする。 ○学校・学年への帰属意識を児童生徒に育成する姿勢を持つ。 ○家庭環境などの背景も踏まえて児童生徒を理解し、個々に応じた成長を促そうとする。	○児童生徒の発達の段階や成長に際する基礎的な知識を身に付け、児童生徒理解の資質や資性を理解し、一人一人に愛情をもち種別的に関わりようとする。 ○児童生徒一人一人に愛情をもって接し、児童生徒との関係の中で、心算を捉える。 ○学校・学年への帰属意識を児童生徒に育成する姿勢を持つ。 ○家庭環境などの背景も踏まえて児童生徒を理解し、個々に応じた成長を促そうとする。	○児童生徒の発達の段階や成長に際する基礎的な知識を身に付け、児童生徒理解の資質や資性を理解し、一人一人に愛情をもち種別的に関わりようとする。 ○児童生徒一人一人に愛情をもって接し、児童生徒との関係の中で、心算を捉える。 ○学校・学年への帰属意識を児童生徒に育成する姿勢を持つ。 ○家庭環境などの背景も踏まえて児童生徒を理解し、個々に応じた成長を促そうとする。
生徒指導	○生徒指導及びキャリア教育の意義を理解するとともに、個々人を指導するための力を理解し、実践しようとする。	○個性の伸長、社会的資質や行動力の向上などの「生きる力」教育、「キャリア教育」とも関連する視点をもって児童生徒に対応する。 ○児童生徒一人一人の個性を捉えるとともに、保護者の思いを汲み、保護者や他の教職員と協力しながら継続的・継続的に児童生徒に対応する。	○個性の伸長、社会的資質や行動力の向上などの「生きる力」教育、「キャリア教育」とも関連する視点をもって児童生徒に対応する。 ○児童生徒一人一人の個性を捉えるとともに、保護者の思いを汲み、保護者や他の教職員と協力しながら継続的・継続的に児童生徒に対応する。	○個性の伸長、社会的資質や行動力の向上などの「生きる力」教育、「キャリア教育」とも関連する視点をもって児童生徒に対応する。 ○児童生徒一人一人の個性を捉えるとともに、保護者の思いを汲み、保護者や他の教職員と協力しながら継続的・継続的に児童生徒に対応する。
多様性への理解と教育支援	○人権感覚をもつとともに、児童生徒の個性を尊重し、個に応じた指導・支援に必要な資性を認識している。 ○特別支援教育、外国人児童生徒教育など特別な支援を必要とする児童生徒に対する教育の基礎的な知識を身に付けていく。	○個性の伸長、社会的資質や行動力の向上などの「生きる力」教育、「キャリア教育」とも関連する視点をもって児童生徒に対応する。 ○児童生徒一人一人の個性を捉えるとともに、保護者の思いを汲み、保護者や他の教職員と協力しながら継続的・継続的に児童生徒に対応する。	○個性の伸長、社会的資質や行動力の向上などの「生きる力」教育、「キャリア教育」とも関連する視点をもって児童生徒に対応する。 ○児童生徒一人一人の個性を捉えるとともに、保護者の思いを汲み、保護者や他の教職員と協力しながら継続的・継続的に児童生徒に対応する。	○個性の伸長、社会的資質や行動力の向上などの「生きる力」教育、「キャリア教育」とも関連する視点をもって児童生徒に対応する。 ○児童生徒一人一人の個性を捉えるとともに、保護者の思いを汲み、保護者や他の教職員と協力しながら継続的・継続的に児童生徒に対応する。
学級経営・学年経営・学校運営	○理想とする児童生徒の姿や自分自身の姿をもち、その実現に向けて、実践しようとする。 ○学校教育の意義や教育に関する今日的な課題などの教育に関する情報を積極的に得ようとしている。	○理想とする児童生徒の姿や自分自身の姿をもち、その実現に向けて、実践しようとする。 ○学校教育目標を理解し、児童生徒の実態に合わせ、学級経営や教材開発の方向を立定し、一貫した姿を指導を行う。 ○学級における良好な人間関係づくりを行う。 ○学年主任や他の教職員と協力しながら学年経営に参画する。 ○校内評価の自らの役割を自覚し、計画的に自らの職務を遂行する。	○理想とする児童生徒の姿や自分自身の姿をもち、その実現に向けて、実践しようとする。 ○学校教育目標を理解し、児童生徒の実態に合わせ、学級経営や教材開発の方向を立定し、一貫した姿を指導を行う。 ○学級における良好な人間関係づくりを行う。 ○学年主任や他の教職員と協力しながら学年経営に参画する。 ○校内評価の自らの役割を自覚し、計画的に自らの職務を遂行する。	○理想とする児童生徒の姿や自分自身の姿をもち、その実現に向けて、実践しようとする。 ○学校教育目標を理解し、児童生徒の実態に合わせ、学級経営や教材開発の方向を立定し、一貫した姿を指導を行う。 ○学級における良好な人間関係づくりを行う。 ○学年主任や他の教職員と協力しながら学年経営に参画する。 ○校内評価の自らの役割を自覚し、計画的に自らの職務を遂行する。
学校安全・危機管理	○学校安全についての基礎的な知識を身に付け、児童生徒の危険を察知し、回避したり、適切に対応したりしようとする。	○児童生徒の安全の安心を第一に考え、危険を予見するときに対応する。 ○安全や教育効果に配慮した環境を整備し、課題について「報告・連絡・相談」を確実に行う。	○児童生徒の安全の安心を第一に考え、危険を予見するときに対応する。 ○安全や教育効果に配慮した環境を整備し、課題について「報告・連絡・相談」を確実に行う。	○児童生徒の安全の安心を第一に考え、危険を予見するときに対応する。 ○安全や教育効果に配慮した環境を整備し、課題について「報告・連絡・相談」を確実に行う。
同僚との連携・協働	○社会人として具象ある言動をし、円滑な人間関係を築くようとする。	○組織の一員として、求められている役割を理解し、同僚と協働的に物事を進めようとする。 ○他の教職員と積極的に関わり、疑問点や悩みを相談したり、共有したりしながら、自己改善をすすめる。	○組織の一員として、求められている役割を理解し、同僚と協働的に物事を進めようとする。 ○他の教職員と積極的に関わり、疑問点や悩みを相談したり、共有したりしながら、自己改善をすすめる。	○組織の一員として、求められている役割を理解し、同僚と協働的に物事を進めようとする。 ○他の教職員と積極的に関わり、疑問点や悩みを相談したり、共有したりしながら、自己改善をすすめる。
地域社会との連携・折衝	○教育公務員としての自覚をもち、社会とのつながりを意識して行動する。 ○家庭、地域、関係機関との連携の重要性を理解し、積極的に関わりようとする。	○家庭との情報共有に努めるなど、家庭との連携を図り、良好な関係を築く。 ○地域、関係機関と必要の連携をとり、他の教職員の前向きな受け取りながら、適切に対応する。	○家庭との情報共有に努めるなど、家庭との連携を図り、良好な関係を築く。 ○地域、関係機関と必要の連携をとり、他の教職員の前向きな受け取りながら、適切に対応する。	○家庭との情報共有に努めるなど、家庭との連携を図り、良好な関係を築く。 ○地域、関係機関と必要の連携をとり、他の教職員の前向きな受け取りながら、適切に対応する。

※特別支援学校においては助産師を含む。

2 研修の種類とキャリアパス

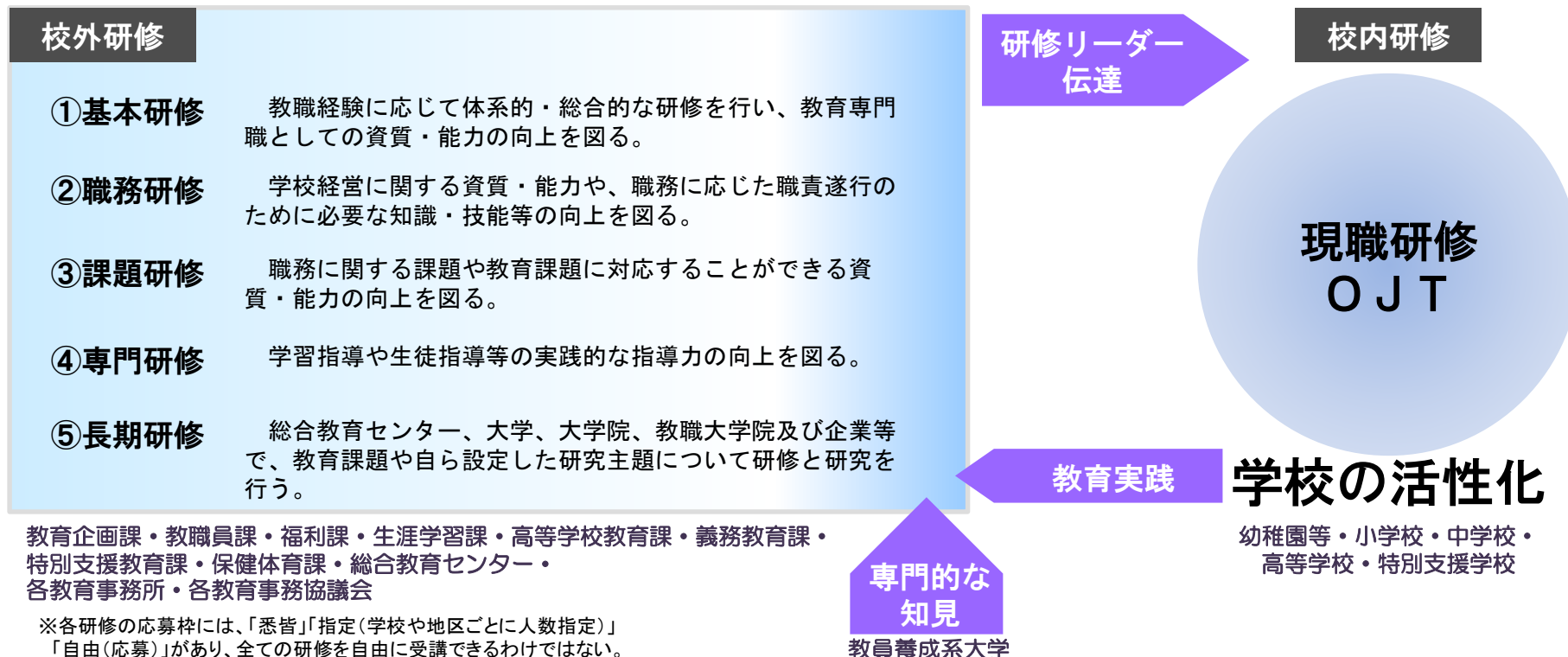
教員研修は、大きく「校外研修」と「校内研修」に分けられる。研修を通じて教員一人一人の資質・能力の向上を目指すのはもちろんのこと、両研修が相互にその役割を果たすことで、「学校組織の活性化」につながる。豊かな教育実践のある学校や専門的な知見をもつ大学からの講師による校外研修を受講し、受講者が研修リーダーとして校内等で伝達することで、校内研修が充実し、新たな教育実践へとつながっていく。

「基本研修」は、第1ステージの初任者から第2ステージの中堅教員まで、教職経験に応じて受講を義務付けた研修であり、教員としての基

本的な資質・能力の向上を図るものである。

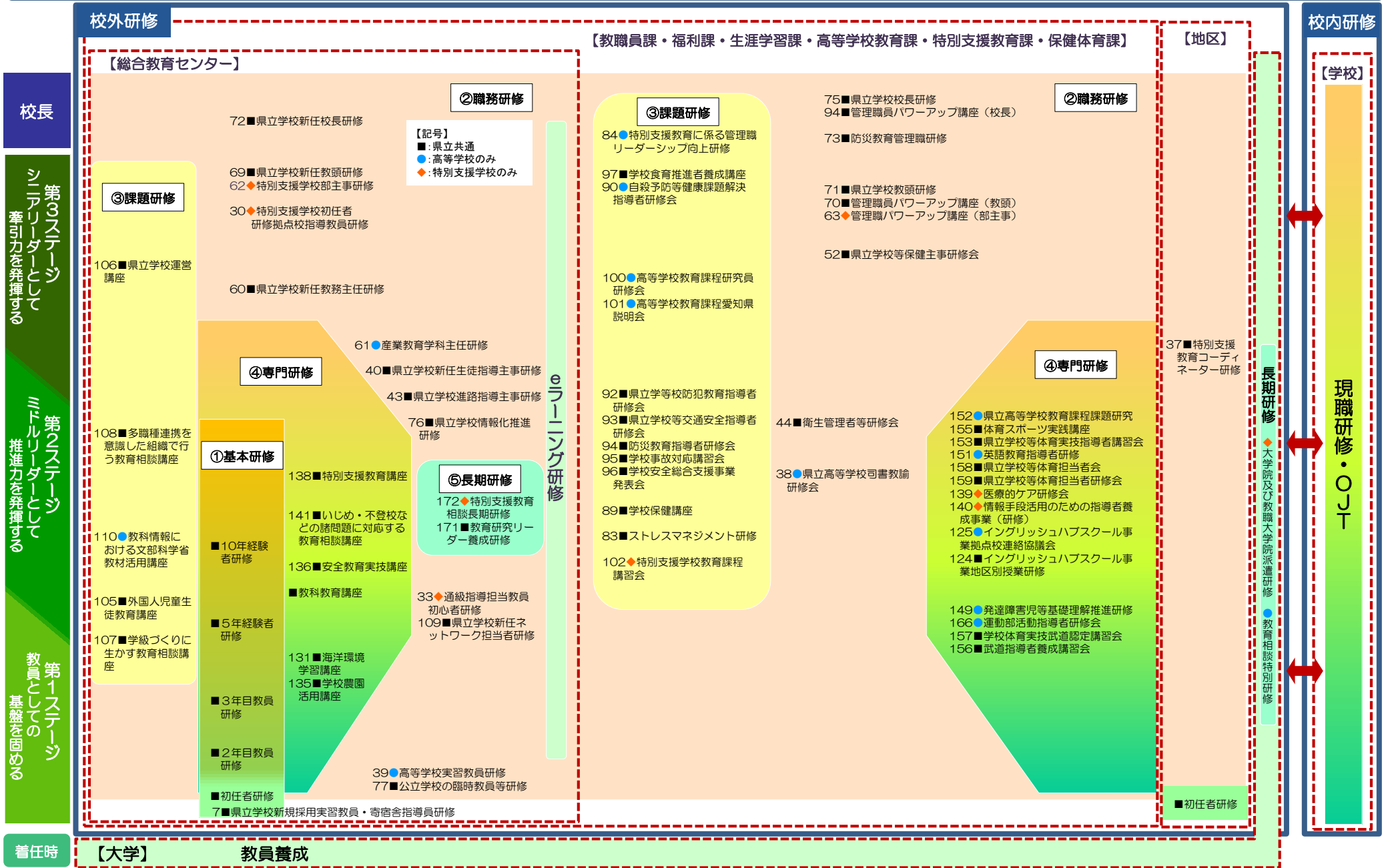
第2ステージ以降では、「職務研修」「課題研修」「専門研修」「長期研修」が位置付けられている。職責遂行に必要な能力や専門性を高めるなど、キャリアに応じて必要となる資質・能力の向上を図る研修である。

教員一人一人がキャリアパスに応じて必要な研修を受講していくことで、各分野でのスペシャリストとして学校を牽引するシニアリーダーへと資質・能力を向上させていく。



II 愛知県教員研修体系①（高等学校・特別支援学校）

※数字は一覧の研修番号を表す。
※研修の全てについて表記しているわけではない。



校長

第3ステージ
シニアリーダーとして
牽引力を発揮する

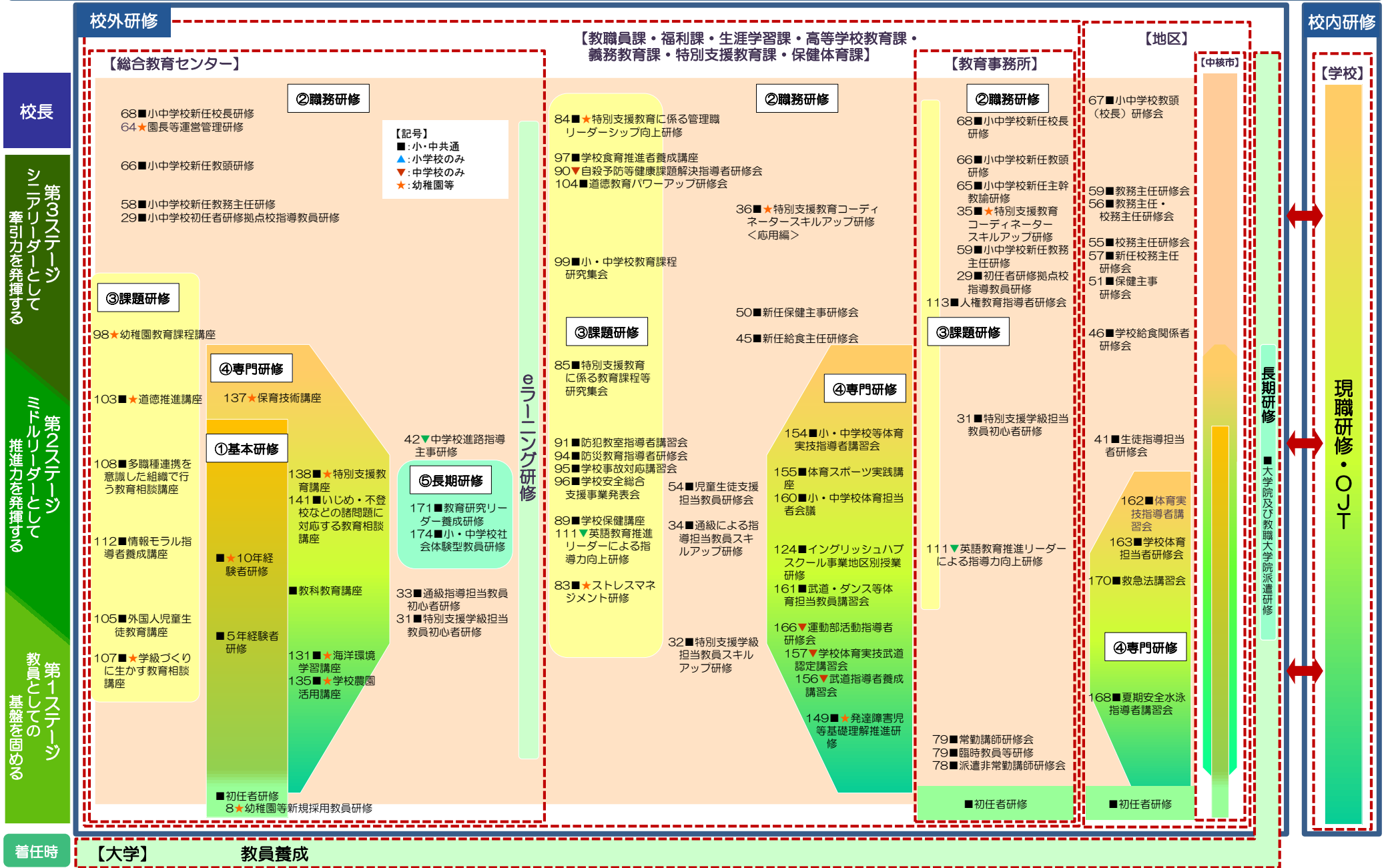
第2ステージ
ミドルリーダーとして
推進力を発揮する

第1ステージ
教員としての
基礎を固める

着任時

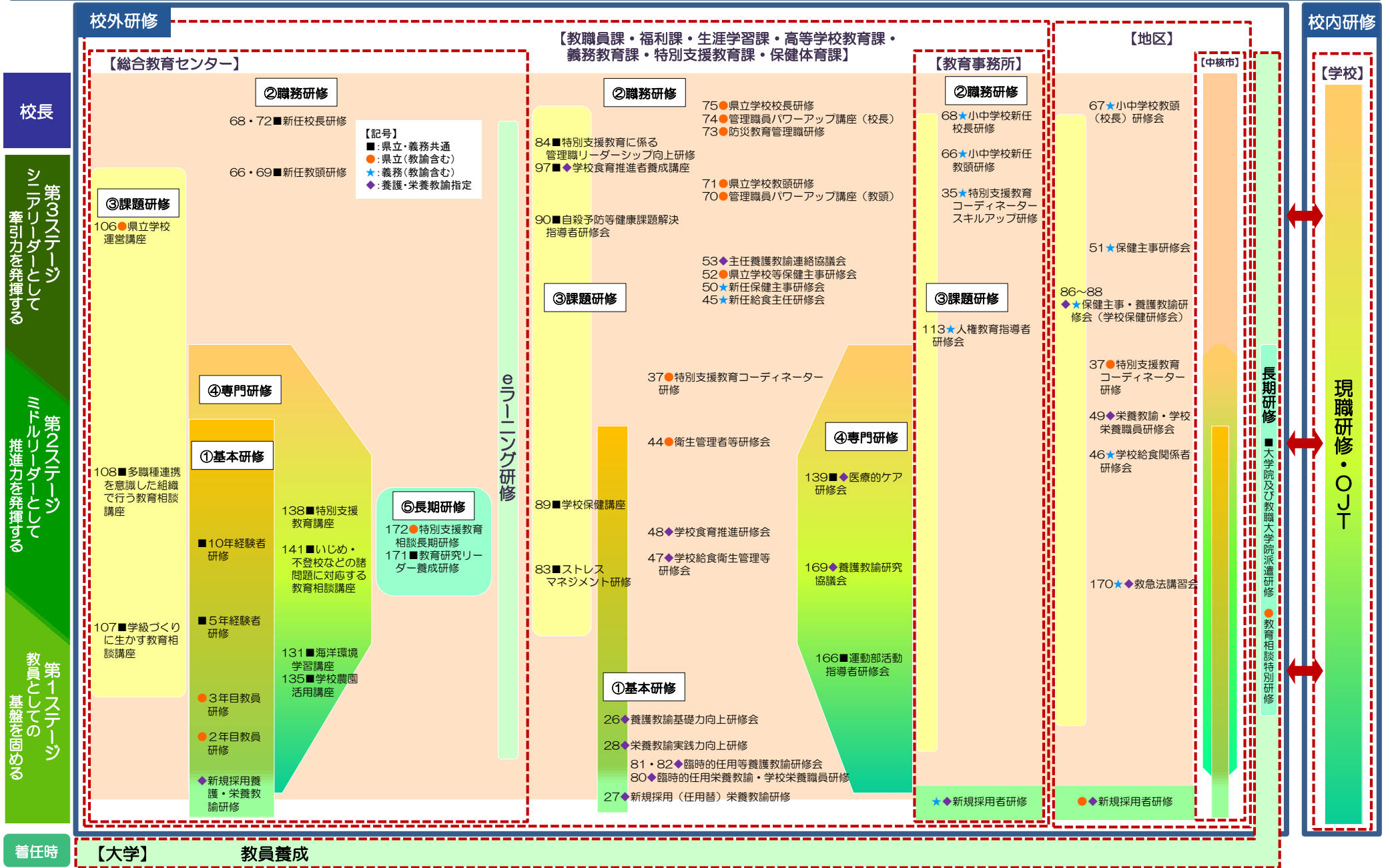
II 愛知県教員研修体系②（幼稚園・小中学校）

※数字は一覧の研修番号を表す。
※研修の全てについて表記しているわけではない。



II 愛知県教員研修体系③（養護教諭・栄養教諭）

※数字は一覧の研修番号を表す。
※研修の全てについて表記しているわけではない。



Ⅲ 令和2・3年度の教員研修改革のポイント

■基本研修における体系の再構築

今まで初任者研修と10年経験者研修に集中して実施していた研修プログラムを「学び続ける教師」という理念のもと、初任者から中堅に至るキャリアに応じた研修体系となるよう研修プログラムの分散化・弾力化を図り、再構築する。

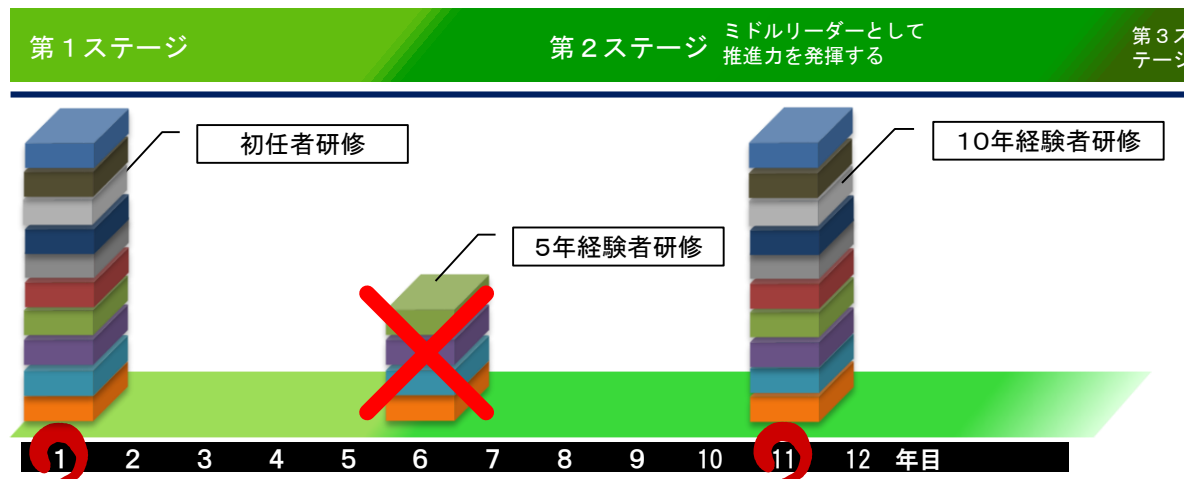
1 初任者研修及び少経験者研修の再構築について

- (1) 全校種の初任者研修で、これまで夏季休業中に実施していた「社会奉仕体験活動（2日間）」を、令和2年度より廃止する。
- (2) 県立学校2年目研修、3年目研修の現行プログラムを再編し、令和2年度より2年目研修は年間1日半、3年目研修は1日にして実施する（県立学校の養護教諭・栄養教諭を含む）。
- (3) 小中学校において、新たに2年目研修、3年目研修を令和3年度より、それぞれ課業日に年間1日ずつ実施する（小中学校の養護教諭・栄養教諭を含む）。

2 中堅教諭等資質向上研修の再構築について

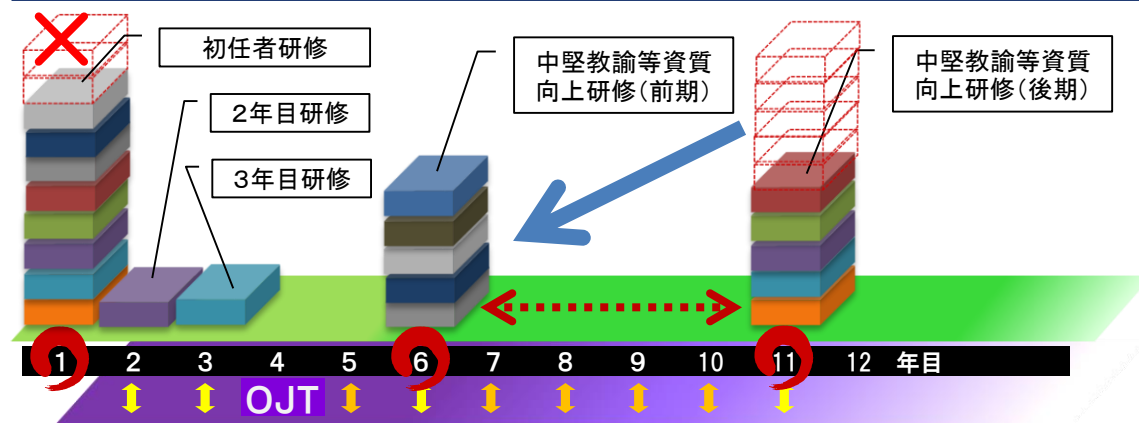
- (1) 令和3年度より、5年経験者研修を廃止し、10年経験者研修を前期・後期制の中堅教諭等資質向上研修とする。前期と後期中堅教諭等資質向上研修を合わせて法定研修として扱う。
- (2) 令和2年度より、校内研修において、OJTを取り入れた研修を推進する。

OJTとは、職場において研修の時間を新たに設定して取り組むものではなく、研修者自身が、研修の目的意識をもちながら、自ら調べたり、同僚に相談したり、先輩や管理職に具体的な指導・助言を仰いだりしながら、日常の業務を遂行する中で、資質・能力を高めていく活動である。



学び続ける教師

【新しい体系のイメージ】

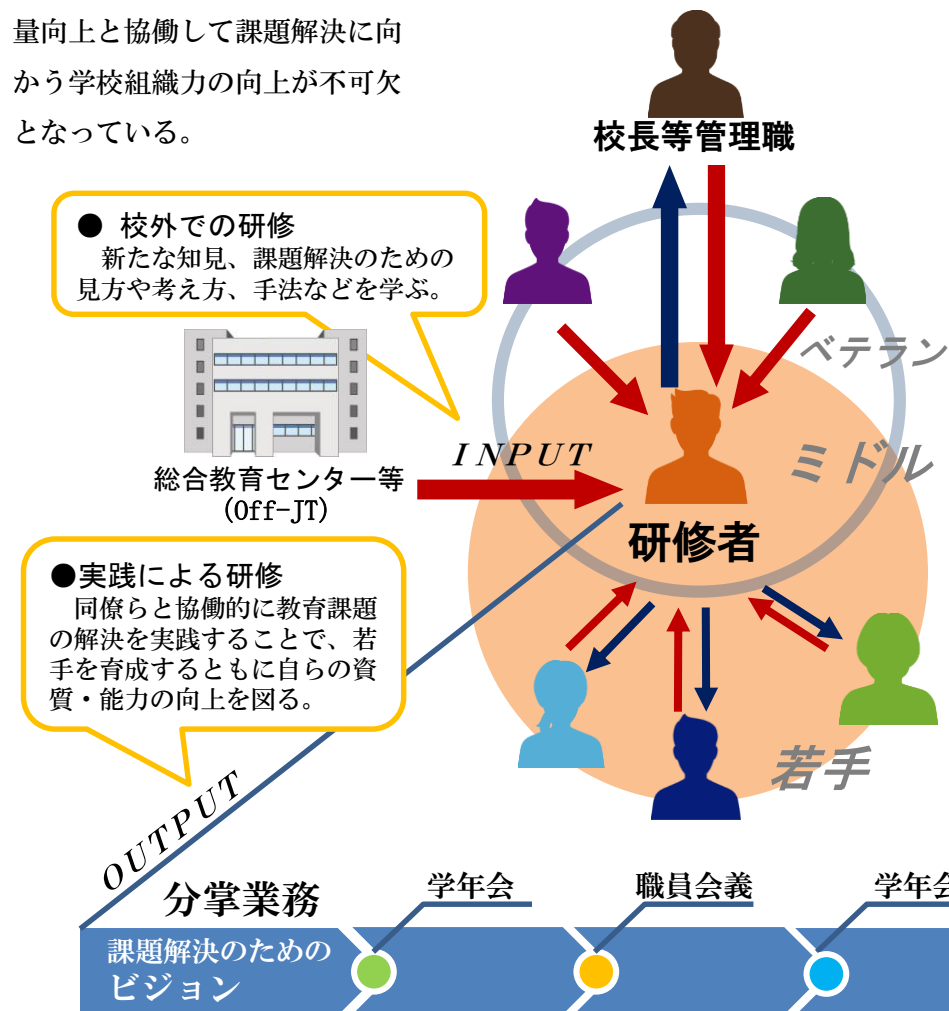


◆今後、キャリアに応じて必要な時期に必要な研修プログラムを受講することを可能にしていく。ただし、プログラムごとの受講の履歴を管理するシステムの導入後に実施。

■校外研修と関連を図りながら進めるOJT

「教員は学校で育つ」と言われるように、校内において人材育成が図られてきた。しかし現在、学校運営の中核的な役割を担う中堅教員の減少、複雑化する教育課題などに対応するため、教員個々の力量向上と協働して課題解決に向かう学校組織力の向上が不可欠となっている。

【協同から協働へ 育ち合う学校組織】



例えば、中堅教員に対するOJTとは、同僚らと協働的に課題解決を進める中で、管理職やベテラン教員等から指導助言を仰ぎながら、ミドルリーダーとしての資質・能力を向上させ、同僚や若手教員を育成する重層的・双方向的な人材育成である。

学校経営ビジョンの具現化を目指し、戦略的に人材育成を図るためには、管理職のマネジメントとリーダーシップがとても重要になる。

【効果的なOJTを進めるための工夫】

- 研修者の学校運営参画を見据えた課題設定
管理職との面談等を通して、学校経営方針や研修者の状況を踏まえ、課題を設定する。
- 職員への周知
研修者がどんな課題で取り組むのかを職員が知っていることで、相談や助言が受けられやすくする。
- 組織の工夫
各校の実態や研修者の状況に応じて、「研修者に相談役としてメンター（指導者・助言者となる同僚）を付ける」「プロジェクトチームを編制する」等、工夫をしながら取り組む。
- 振り返り
管理職や関係教員が適時助言することにより、研修が今後の教育活動に生かされるようにする。
- 場の設定
必要に応じて諸会議、諸行事を開設したり、既存の会議等を活用したりする。

令和2年度に、総合教育センターの研究成果を基にした「OJTの効果的運用にかかわる説明会」を県下4会場で実施する予定である。

■令和2年度主な教員研修の変更点 【日数▲26日・延べ人数▲4,488人】

区分	研修名	対象人数 (予定)	日数の 増減予定	延べ人数の 増減予定	備考
新規	教科情報における文部科学省教材活用講座	40人	1日	40人	・文部科学省の新学習指導要領に対応した教員研修用教材を用いた研修を行う。
	高等学校3年目教員研修	270人	0.5日	135人	・県立学校3年目教員研修を高等学校と特別支援学校に分けて実施 ・少経験者研修との連続性をもたせ、1日日程とする。
	特別支援学校3年目教員研修	120人	0.5日	60人	
縮減	高等学校初任者研修	250人	▲ 2日	▲ 500人	・社会奉仕体験活動（夏季休業中2日間）の廃止
	特別支援学校初任者研修	130人	▲ 2日	▲ 260人	
	小中学校初任者研修	750人	▲ 2日	▲ 1,500人	
	道徳推進講座	60人	—	▲ 40人	・道徳教育推進教師のみを対象にし、定員100名を60名に縮減する。 ・「道徳教育講座」から名称変更する。日数は1日に変更なし。
	教育研究リーダー養成研修	33人	—	▲ 170人	・定員50名を33名に縮減する。1人当たりの日数は10日に変更なし。
廃止	丹葉地区教頭研修	46人	▲ 1日	▲ 46人	・校長会研修会に教頭も参加することになったため廃止。
	小学校外国語活動及び外国語科講座	80人	▲ 2日	▲ 160人	・小学校外国語講座（専門研修）に整理統合するため。
	尾張地区の英語教育推進リーダーによる指導力向上研修	232人	▲ 3日	▲ 696人	・文部科学省より指定された研修会。期間が終了したため廃止。
	知多地区の英語教育推進リーダーによる指導力向上研修	65人	▲ 3日	▲ 195人	
	西三河地区の英語教育推進リーダーによる指導力向上研修	192人	▲ 3日	▲ 576人	
	小学校外国語活動及び外国語科講座	80人	▲ 2日	▲ 160人	
	コンピュータ活用講座（小学校プログラミング教育）	80人	▲ 1日	▲ 80人	
	コンピュータ活用講座（中学校プログラミング教育）	40人	▲ 1日	▲ 40人	
	コンピュータ活用講座（ウェブページ作成入門）	20人	▲ 1日	▲ 20人	
	コンピュータ活用講座（タブレット端末の入門（iPad編））	40人	▲ 1日	▲ 40人	
	コンピュータ活用講座（表計算ソフトの応用）	40人	▲ 1日	▲ 40人	
	コンピュータ活用講座（データベースの活用）	40人	▲ 1日	▲ 40人	
	コンピュータ研修（小中学校事務職員等研修）	80人	▲ 2日	▲ 160人	

ID	主管 研修区分 研修番号	研修名	ねらい	受講対象者	募集	予定人数	日数	期日	備考 〈会場〉	校種			該当指標		指導力					マネジメント力											
										幼稚園等	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	校長	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	校長	校長					養護	給食管理			
																						教諭・養護・栄養	養護	栄養	教諭	教諭			養護	栄養	地域社会との連携・折衝
										児童生徒理解	学習指導	生徒指導	多様な教育への理解と教育支援	保健教育	健康相談	食に関する指導	学級・学年学校経営	危機管理	学校安全・連携・協働	地域社会との連携・折衝	経営室						保健管理	活動組織			
004	義務・セ・尾張 1基本	1 2	愛日地区小中学校教員初任者研修	研修を通して、初任者に教員としての実践力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる。	愛日地区の小・中学校新規採用教員	悉皆	220	5	①4/22 ②6/10 ③8/3 ④11/6 ⑤1/27	①＜瀬戸蔵＞ ②＜春日台特別支援学校＞ ③＜小牧勤労センター＞ ④＜春日井市立藤山台小学校＞ ⑤＜小牧勤労センター＞	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
005	義務・セ・海部 1基本	1 2	海部地区小中学校初任者研修	実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見の習得を図る。	海部地区の小中学校初任者	悉皆	68	6	①4/22 ②6/3 ③8/4 ④8/25 ⑤10/14 ⑥2/10	①＜津島児童科学館＞ ②＜津島児童科学館＞ ＜練成館＞ ③＜津島児童科学館＞ ④＜津島市生涯学習センター＞ ⑤＜佐織特別支援学校＞ ⑥＜津島児童科学館＞	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
006	義務・セ・海部 1基本	1 2	海部地区小中学校初任者研修 (市町村教委)	実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見の習得を図る。	海部地区の小中学校初任者	悉皆	68	5	①4/22 ②6月 ③10月	①＜各市町村教育委員会＞ ②各市町村 ③各市町村 ④各市町村 ⑤各市町村	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
007	義務・セ・知多 1基本	1	知多地区小学校初任者研修	実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる。	知多地区の小学校初任者	悉皆	100	4	①8/3 ②8/6,7 ③8/27 ④2/10	＜東海市芸術劇場＞ ＜愛厚ならわ学園＞ ＜阿久比町勤労福祉センター＞ ※センター初任者研内 知多教育事務所の研修	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
008	義務・セ・知多 1基本	1	知多地区小学校初任者研修 (市町教委)	実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得る。	知多地区の小学校初任者	悉皆	100	4	①5/13 ②5/20 ③夏季 ④11/11	市町での研修 ※センター初任者研内	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
009	義務・セ・知多 1基本	2	知多地区中学校初任者研修	実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得る。	知多地区の中学校初任者	悉皆	40	4	①8/3 ②8/7 ③8/27 ④2/10	＜東海市芸術劇場＞ ＜愛厚ならわ学園＞ ＜阿久比町勤労福祉センター＞ ※センター初任者研内 市町での研修	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
010	義務・セ・知多 1基本	2	知多地区中学校初任者研修 (市町教委)	実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得る。	知多地区の中学校初任者	悉皆	40	4	①5/22 ②6/17 ③夏季 ④10/7	※市町教育委員会での研修 ※センター初任者研内	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

011	義務・セ・西三	1 基本	1・2	西三河地区小中学校 初任者研修	小中学校の新任教員に対して、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、現職研修の一環として、1年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させることを目的とする。	中核市(岡崎市・豊田市)を除く西三河管内の小中学校の初任者	悉皆	125	5	①5/20 ②7/27 ③9/9 9/18 9/23 10/7 10/14 10/21 10/28 11/11 ④9/30 11/4 ⑤1/13	①<西三河総合庁舎> ②<西三河総合庁舎> ③<地域別分散> 9/9・10/28 刈谷特別支援学校 9/23 三好特別支援学校 10/7 7 みあい特別支援学校 10/14 安城特別支援学校 10/21 岡崎特別支援学校 11/11 愛知教育大学附属特別支援学校 ④<小・中別;研究発表校参観> 9/30 安城市立梨の里小学校 11/4 幸田町立幸田南部中学校 ⑤<西三河総合庁舎>	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
012	義務・セ・西三	1 基本	1・2	西三河地区小中学校 初任者研修 (市町教委)	小中学校の新任教員に対して、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、現職研修の一環として、1年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させることを目的とする。	中核市(岡崎市・豊田市)を除く西三河管内の小中学校の初任者	各町ごと	5	4月下旬から2月上旬 (各市町ごと)	<主な研修内容> 地域と教育 模範授業参観 社会奉仕体験活動など 新任授業研究, 研究協議 ※期日は各市町で設定するため実施日が異なります。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
013	義務・東三	1 基本	1・2	小中学校初任者研修	小中学校の新任教員に対して、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、現職研修の一環として、1年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させることを目的とする。	東三河地区の小中学校の初任者	悉皆	80	13	①4/15 ②5/13 ③6/3(分散) ④6/10又は 24 ⑤7/22 ⑥7/29 ⑦⑧⑨8/5 ～8/7 ⑩10/21(東三) 10/28(支所) ⑪11/4 ⑫11/18 ⑬2/3(分散)	①<蒲郡市民会館> ②<東三河総合庁舎> ③<東三河総合庁舎> (支所:北設地内小・中学校) ④<豊橋市総合体育館> ※豊橋と合同開催 ⑤<東三河総合庁舎> ⑥<東三河総合庁舎> ⑦<新城市内各地> ⑧⑨<愛知県民の森> ⑩<豊川工業高等学校> (支所:新城高等学校 新城有教館高等学校) ⑪<豊川特別支援学校> ⑫<東三河総合庁舎> ⑬<東三河総合庁舎> (支所:新城設楽総合庁舎)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
014	義務・東三	1 基本	1・2	小中学校初任者研修	小中学校の新任教員に対して、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、現職研修の一環として、1年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させることを目的とする。	東三河地区(新城設楽)の小中学校の初任者	悉皆	10	17	①4/15 ②4/22 ③5/12 ④5/27(分散) ⑤6/10 ⑥6/24 ⑦7/22 ⑧7/29 ⑨⑩⑪ 8/5～7 ⑫10/7 ⑬10/28(分散) ⑭11/4 ⑮11/18 ⑯1/27 ⑰2/3(分散)	①<蒲郡市民会館> ②<新城設楽総合庁舎> ③<東三河総合庁舎> ④<新城設楽総合庁舎> (東三:東三河総合庁舎) ⑤<新城市内小・中学校> ⑥<豊橋市総合体育館> ※豊橋と合同開催 ⑦<東三河総合庁舎> ⑧<東三河総合庁舎> ⑨⑩⑪<愛知県民の森> ⑫<新城市内小・中学校> ⑬<新城高等学校> (東三:豊川工業高等学校) ⑭<豊川特別支援学校> ⑮<東三河総合庁舎> ⑯<新城市内小・中学校> ⑰<新城設楽総合庁舎> (東三:東三河総合庁舎)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

ID	主管	研修区分	研修番号	研修名	ねらい	受講対象者	募集	予定人数	日数	期日	備考 〈会場〉	校種		該当指標					指導力					マネジメント力																
												幼稚園等	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	校長	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	校長	指導力					マネジメント力											
																								教諭・養護・栄養	養護	栄養	教諭	教諭	養護・栄養	養護	栄養	校長	経営	保健管理	活動	給食管理				
																																					児童生徒理解	学習指導	生徒指導	多様な教育支援
015	高等・セ	1基本	3	高等学校初任者研修	新任教員に対して，教育公務員特例法第23条の規定に基づき，現職研修の一環として，1年間の研修を実施し，必要とされる資質・能力を養うとともに幅広い知見を得させることを図る。	高等学校初任者	悉皆	250	12	①4/15 ②4/21 ③6/9 ④7/7 ⑤⑥⑦8/3～8/5 ⑧8/17, 18, 19, 21 ⑩10/6 ⑪10/20, 10/27 ⑫11/17, 24, 12/1, 8 ⑬2/9	①開講式〈蒲郡市民会館〉 ②③④⑧⑨⑩⑫〈総合教育センター〉 ⑤⑥⑦宿泊研修〈美浜少年自然の家〉 ⑧特別支援学校訪問研修〈特別支援学校〉 ※eラーニング研修は，国語，地理歴史，公民，数学，理科，英語の採用者のみ受講する。																													
016	高等・セ	1基本	3	高等学校初任者研修（授業研修）	新任教員に対して，教育公務員特例法第23条の規定に基づき，現職研修の一環として，1年間の研修を実施し，必要とされる資質・能力を養うとともに幅広い知見を得させることを図る。	高等学校初任者 (新規採用養護教諭〈県立〉が1日間参加)	悉皆	250	5	未定	①②③④⑤〈高等学校〉 ※予備日6日間設定 ※一部別会場あり																													
017	特支・セ	1基本	4	特別支援学校初任者研修	新任教員に対して，教育公務員特例法第23条の規定に基づき，現職研修の一環として，1年間の研修を実施し，必要とされる資質・能力を養うとともに幅広い知見を得させることを図る。	特別支援学校初任者	悉皆	130	12	①4/15 ②4/21 ③5/26 ④6/9 ⑤7/7 ⑥〈7/21, 22〉 ⑦⑧⑨8/3～8/5 ⑩〈10/13, 20〉 ⑪11/10 ⑫2/2	①開講式〈蒲郡市民会館〉 ②③⑤⑥⑩⑪〈総合教育センター〉 ④特別支援学校訪問研修〈特別支援学校〉 ⑦⑧⑨宿泊研修〈美浜少年自然の家〉 ⑫〈総合教育センター〉																													
018	特支・セ	1基本	4	特別支援学校初任者研修（授業研修）	新任教員に対して，教育公務員特例法第23条の規定に基づき，現職研修の一環として，1年間の研修を実施し，学習指導及び生徒指導の実践的指導力の育成を図る。	特別支援学校初任者	悉皆	130	5	未定	①②③④⑤〈特別支援学校〉 ※予備日4日間設定																													
019	保体・セ	1基本	5	新規採用養護教諭研修	新規採用の養護教諭に対して，現職研修の一環として，1年間の研修を実施し，必要とされる資質・能力を養うとともに，幅広い知見を得させることを図る。	新規採用養護教諭	悉皆	50	10	①4/15 ②6/5 ③7/8 〈宿泊研修〉 ④⑤⑥ 小中義8/18～8/20 ④⑤⑥県立8/3～8/5 ⑦10/9 ⑧11/6 ⑨12/8 ⑩2/12	①〈蒲郡市民会館〉 ②③〈総合教育センター〉 ④⑤⑥〈美浜少年自然の家〉 ⑦〈愛知県立港特別支援学校〉 ⑧⑨⑩〈総合教育センター〉																													

ID	主管	研修区分	研修番号	研修名	ねらい	受講対象者	募集	予定人数	日数	期日	備考 <会場>	校種		該当指標					指導力							マネジメントカ									
												幼稚園等	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	校長	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	校長	指導力							マネジメントカ				
																								教諭・養護・栄養							養護		栄養		教諭
												児童生徒理解	学習指導	生徒指導	多様な教育支援	保健教育	健康相談	食に関する指導	学校・学年	学級・学年	危機管理	学校安全・連携・協働	地域社会との連携・折衝	経営	保健管理	活動	給食管理								
028	センター	1基本	14	中学校5年経験者研修	教職経験5年経過の中学校教員を対象に、経験に即した体系的な研修の一環として、教育上の課題に対応し得る内容について研修を行い、資質・能力の向上を図る。 ※eラーニング研修は全員が受講 ①学級経営・学年経営について ②道徳教育について ③人権について（基礎編） ④いじめ・不登校について ⑤外国人児童生徒教育の現状と課題	現在、中学校及び義務教育学校後期課程に勤務する教諭で、平成27年4月1日付け採用者とこれ以前の採用者のうち、令和元年度以前に「小・中学校5年経験者研修」を受講していない者	悉皆	290	1	専門研修各教科の期日	※eラーニング研修あり。		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
029	センター	1基本	15	高等学校5年経験者研修	高等学校の教職経験5年経過の全教員を対象に、経験に即した体系的な研修の一環として、教育上の課題に対応し得る内容について研修を行い、資質・能力の向上を図る。	現在、高等学校に勤務する教諭で、平成27年4月1日付け採用者とこれ以前の採用者のうち、令和元年度以前に「高等学校5年経験者研修」を受講していない者	悉皆	300	1	【校外研修】 国語8/18 地歴公民8/21 数学8/3 理科8/19 保健7/30 音楽8/25 美術8/17 英語7/27 家庭7/30 情報8/25 農業8/20 工業7/29 商業7/31 水産7/28 看護8/7 福祉8/21	<総合教育センター他> ※eラーニング研修あり。 ※国語科、地理歴史・公民科、数学科、理科及び英語科の受講生については、教科に関するeラーニング研修も受講		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						
030	センター	1基本	16	特別支援5年経験者研修	特別支援学校の教職経験5年経過の全教員を対象に、経験に即した体系的な研修の一環として、教育上の課題に対応し得る内容について研修を行い、教員の資質・能力の向上を図る。	現在、特別支援学校に勤務する教諭で、平成27年4月1日付け採用者とこれ以前の採用者のうち、令和元年度以前に「特別支援学校5年経験者研修」を受講していない者	悉皆	115	1	7/27	<総合教育センター> ※eラーニング研修あり ①国際生活機構分類(ICF)の理解【5/1～7/10】 ②人権教育について(基礎編)【7/28～9/11】		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						
031	センター	1基本	17	養護教諭5年経験者研修	教職経験5年経過のすべての養護教諭を対象に、経験に即した体系的な研修の一環として、教育上の課題に対応し得る内容について研修を行い、資質・能力の向上を図る。	現在、小・中・義・県立学校に勤務する養護教諭で、平成27年4月1日付け採用者とこれ以前の採用者のうち、令和元年度以前に「養護教諭5年経験者研修」を受講していない者	悉皆	45	3	①7/28 ②8/7 ③11/17	<総合教育センター>		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						
032	保体・セ	1基本	18	栄養教諭5年経験者研修	教職経験5年経過のすべての栄養教諭を対象に、経験に即した体系的な研修の一環として、教育上の課題に対応し得る内容について研修を行い、資質・能力の向上を図る。	現在、小・中・義・特別支援学校に勤務する栄養教諭で、平成27年4月1日付け採用者とこれ以前の採用者のうち、令和元年度以前に「栄養教諭5年経験者研修」を受講していない者	悉皆	20	3	①7/30 ②8/6 ③10/13	①<総合教育センター> ②<名古屋学芸大学> ③<総合教育センター>		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						

I D	主管	研修区分	研修番号	研修名	ねらい	受講対象者	募集	予定人数	日数	期日	備考 <会場>	校種			該当指標					指導力					マネジメントカ										
												幼稚園等	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	校長	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	校長	教諭・養護・栄養			養護		栄養		校長				
																								児童生徒理解	学習指導	生徒指導	多様な支援	保健教育	健康相談	食に関する指導	教諭	教諭	養護	栄養	養護
038		1 基本	24	養護教諭10年経験者研修	教職経験10年経過の全教員を対象に、経験に即した体系的な研修の一環として、教育上の課題に対応し得る内容について研修を行い、資質・能力の向上を図る。この研修は、「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」の施行(平成29年4月1日)に伴う教育公務員特例法の第24条でいう「中堅教諭等資質向上研修」として実施する。	小・中・義務教育・県立学校に勤務する養護教諭のうち、教職経験が10年を経過し、以下の項目に該当する者。平成22年4月1日付け採用者。平成22年以前の採用者のうち、これまで「10年経験者研修」を受講していない者。 県立学校に勤務する養護教諭においては、受講時期の弾力化に伴い、教職経験が9年経過した者の一部も対象。	悉皆	50	5	<専門研修> ①7/22 ②7/29 ③8/24 <全体集合研修> 小・義務教育学校 ①8/4 ②12/24 中・義務教育学校 ①8/5 ②12/25 高等学校 ①7/27 ②12/28 特別支援学校 ①8/18 ②12/28	専門研修 ①②<総合教育センター> ③<東海学園大学名古屋キャンパス> 全体集合研修 ①②<総合教育センター> ※受講時期の弾力化対象者は①のみ。 ※eラーニング研修あり ※異職種・社会体験研修【3日間】	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
039		1 基本	25	栄養教諭10年経験者研修	教職経験10年経過の全教員を対象に、経験に即した体系的な研修の一環として、教育上の課題に対応し得る内容について研修を行い、資質・能力の向上を図る。この研修は、「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」の施行(平成29年4月1日)に伴う教育公務員特例法の第24条でいう「中堅教諭等資質向上研修」として実施する。	小・中・義務教育・特別支援学校に勤務する栄養教諭のうち、教職経験が10年を経過し、以下の項目に該当する者。平成22年4月1日付け採用者。平成22年以前の採用者のうち、これまで「10年経験者研修」を受講していない者。 特別支援学校に勤務する栄養教諭においては、受講時期の弾力化に伴い、教職経験が9年経過した者の一部も対象。	悉皆	10	5	<専門研修> ①8/17 ②8/25 ③9/8 <全体集合研修> 小学校 ①8/4 ②12/24 中学校 ①8/5 ②12/25 特別支援学校 ①8/18 ②12/28	専門研修 ①②③<総合教育センター> 全体集合研修 ①②<総合教育センター> ※受講時期の弾力化対象者は①のみ。 ※eラーニング研修あり ※異職種・社会体験研修【3日間】	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
040		1 基本	26	養護教諭基礎力向上研修会	多様化、複雑化する児童生徒の健康課題に対して、養護教諭の専門性を活かした指導・対応が適切にできるよう、講義・演習を行い、基礎力の向上を図る。 ○内容① (R2) 保健教育、学校保健委員会、健康相談 ○内容② (H31) 救急処置、保健室経営、児童生徒保健委員会活動	小中義務教育諸学校・県立学校の教職2年目と3年目の養護教諭(豊田市・豊橋市の中学校を除く)	悉皆	100	1	12/24	<西三河総合庁舎> ※内容は①と②を隔年で実施。令和2年度は①	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						
041		1 基本	27	新規採用(任用替)栄養教諭研修	講義・演習・協議等を通して栄養教諭としての使命感と実践的指導力を養うとともに幅広い知見を得させ、円滑に教育活動の展開する資質の向上を図る。 ○食育の推進と校内体制のあり方 ○食育の評価 ○食に関する指導のあり方と実際(授業づくり・給食の時間の指導) ○研究協議	小中学校・県立特別支援学校の学校栄養職員から新たに任用された栄養教諭(中核市含む)	悉皆	3	2.5	①7/24 ②8/3 ③2/7	<生涯学習推進センター> ①(終日)②(午前)③(午後) <ウィルあいち> ②(午後)は食育推進者養成講座を充てる ①～③は栄養教諭実践力向上研修と合同開催	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					

ID	主管	研修区分	研修番号	研修名	ねらい	受講対象者	募集	予定人数	日数	期日	備考 <会場>	校種			該当指標			指導力							マネジメント力																	
												幼稚園等	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	校長	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	校長								校長											
																								教諭・養護・栄養							養護		栄養		教諭	教諭	養護	栄養	養護		栄養	
																								児童生徒理解	学習指導	生徒指導	多様な個性への理解と教育支援	保健教育	健康相談	食に関する指導	学級・学年管理	危機管理	学校安全	同僚との連携・協働	地域社会との連携・折衝	経営	保健管理	活動	給食管理			
地域社会との連携・折衝							養護		栄養							給食管理																										
052	特支	2	35	特別支援教育コーディネータースキルアップ研修	校内における役割や関係機関との連絡調整の仕方、教育支援の在り方等についての研修を実施することにより、特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図る。	特別支援教育コーディネーター	指定	27	1	6/19	<一宮特別支援学校>	●	●	●	●																											
053	特支	2	35	特別支援教育コーディネータースキルアップ研修	校内における役割や関係機関との連絡調整の仕方、教育支援の在り方等についての研修を実施することにより、特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図る。	幼稚園、小・中学校の特別支援教育コーディネーター	指定	64	1	6/18	<ひいらぎ特別支援学校>	●	●	●	●																											
054	特支	2	35	特別支援教育コーディネータースキルアップ研修	校内における役割や関係機関との連絡調整の仕方、教育支援の在り方等についての研修を実施することにより、特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図る。	特別支援教育コーディネーター	指定	80	1	6/10	<岡崎特別支援学校>	●	●	●	●																											
055	特支	2	35	特別支援教育コーディネータースキルアップ研修	校内における役割や関係機関との連絡調整の仕方、教育支援の在り方等についての研修を実施することにより、特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図る。	特別支援教育コーディネーター	指定	50	1	6/12	<豊橋特別支援学校>	●	●	●	●																											
056	特支	2	36	特別支援教育コーディネータースキルアップ研修<応用編>	各地域の特別支援教育の推進役となる特別支援教育コーディネーターを養成するために、特別支援教育コーディネータースキルのアップ研修の応用的な内容の研修を実施することにより、特別支援教育コーディネーターとしての更なる専門性の向上を図る。	幼稚園、小・中学校の特別支援教育コーディネーター(各市町村より代表1名)	指定	50	1	6/23	<東大手庁舎>	●	●	●	●																											
057	高等	2	37	特別支援教育コーディネーター研修	高等学校における特別支援教育の推進を図る。 ○特別支援教育コーディネーター相互の連携強化 ○生徒一人一人の教育的ニーズの把握 ○適切な指導及び支援の在り方	県立高等学校の特別支援教育コーディネーター	悉皆	181	1 ~ 1.5	①②③ 5月-1月	<県立学校等> 18地区に分かれて実施する。実施期日は地区ごとに異なる。 ・第1回: 課程を分けずに実施 ・第2回: 課程別実施 ・第3回: 全日制課程のみ実施 全日制課程 0.5×3日 定時制課程 0.5×2日																															
058	高等	2	38	県立高等学校司書教諭研修会	司書教諭の資質向上と学校図書館の活用を推進を図る。 ○読書と学習をつなぐ学校図書館～探究学習の指導の充実～	県立高等学校の司書教諭	指定	50	0.5	10/9	<総合教育センター> 3年に一度は受講する。																															
059	センター	2	39	高等学校実習教員研修(A:理科コース)	講義・実習を通して、実習教員として必要な知識・技術を取得し、資質・能力の向上を図る。	高等学校の実習教員 <理科> (地区ごとに人数を指定する)	指定	16	1	8/18	<総合教育センター> ※eラーニング研修あり			●	●																											

077	丹葉事務協	2 51	丹葉地区保健主事研修会	今日的課題についての研修を行い、保健主事としての自覚を高め、資質・能力の向上を図る。 ○保健主事としてのマネジメント	尾張丹葉地区の小・中学校保健主事	悉皆	—	—	8/17	<扶桑町中央公民館>	●●	●	●								●	●			
078	知多事務協	2 51	知多地区保健主事研修会	今日的課題についての研修を行い、保健主事としての自覚を高め、資質・能力の向上を図る。 ○保健主事としてのマネジメント	知多地区の小・中学校保健主事	悉皆	116	0.5	1/14	<武豊中央公民館>	●●	●●	●									●	●	●	
079	保体	2 52	県立学校等保健主事研修会	学校保健・安全に関する諸問題についての講義・演習を行い、保健主事としての自覚を高め、資質・能力の向上を図る。 ○保健主事の役割 ○学校保健課題 ○学校保健委員会	県立学校の保健主事	悉皆	230	0.5	6/10	<総合教育センター>		●●●●	●●									●	●	●	●
080	保体	2 53	主任養護教諭連絡協議会	主任養護教諭として、若手育成や地区のリーダーとしての活動を推進するための資質・能力の向上を図る。 ○養護教諭の資質・向上 ○若手育成 ○地区における学校保健活動の推進	小中義務教育諸学校・県立学校の主任養護教諭	悉皆	105	0.5	7/1	<三の丸庁舎> ※平成30年度から義務と県立、合同開催。 【小中188人 【県立】17人	●●●●●	●	●									●	●		
081	義務	2 54	児童生徒支援担当教員研修会	児童生徒支援を目的に本年度加配された教員の力量を高め、各学校の支援体制の充実を図る。	加配配置された児童生徒支援担当教員等	悉皆	140	0.5	7/27	<自治センターE会議室>	●●	●	●									●			
082	丹葉事務協	2 55	丹葉地区校務主任研修会	当面する学校教育の諸問題についての研究をとおして、校務主任としての視野を広め、指導力の向上を図る。	丹葉地区の小・中学校校務主任	悉皆	46	0.5	—	※隔年実施 (R3年8月予定) ※46人予定	●●	●	●●								●				
083	海部	2 56	教務主任・校務主任研修会	教務・校務主任としての視野を広め、指導力の向上を図る。	海部地区の小・中学校教務・校務主任	悉皆	70	0.5	2/24	<津島児童科学館>	●●	●	●●								●	●	●		
084	知多事務協	2 57	知多地区新任校務主任研修会	校務主任としての実践的指導力と使命感を養うとともに、職務に必要な知見を得る。	知多地区の小・中学校の新任校務主任	悉皆	40	0.5	7/27	<東浦町文化センター>	●●	●	●									●	●		
085	知多事務協	2 55	知多地区校務主任研修会	校務主任としての実践的指導力と使命感を養うとともに、職務に必要な知見を深める。	知多地区の小・中学校の校務主任	悉皆	116	0.5	1/19	<東浦町文化センター>	●●	●	●									●	●	●	
086	センター	2 58	小中学校新任教務主任研修	学校教育が抱える今日的課題についての講義や研究協議、教育法規演習などを通して、教務主任としての資質・能力の向上を図る。	小・中・義務教育学校の新任教務主任全員 ※集合研修は東三河教育事務所管内の対象者を除く	悉皆	300 除東三 (240)	2	①6/23 ②10/16	<総合教育センター> ※eラーニング研修あり	●●	●	●●								●	●	●		
087	センター	2 58	小中学校新任教務主任研修	学校教育が抱える今日的課題についての講義や研究協議、教育法規演習などを通して、教務主任としての資質・能力の向上を図る。	東三河教育事務所管内の小・中学校の新任教務主任全員	悉皆	28	3	①5/19 ②7/31 ③10/13	①③<豊橋市教育会館> ②<東三河総合庁舎> ※①③は、豊橋市と合同開催。	●●	●	●●								●	●	●		
088	丹葉事務協	2 59	丹葉地区教務主任研修会	当面する学校教育の諸問題についての研究をとおして、教務主任としての視野を広め、指導力の向上を図る。	尾張丹葉地区の小・中学校教務主任	悉皆	46	1	8/4	<大口町中央公民館>	●●	●	●●	●							●	●			
089	尾張	2 59	愛日地区教務主任研修会	地区研究校の実践発表や必要事項の伝達を通じて、教務主任としての指導力の向上を図る。	尾張愛日地区の小・中学校教務主任	悉皆	194	2	①4/24 ②2/19(予定)	①<日進市民会館> ②<豊明市文化会館>	●●	●	●									●	●		
090	知多事務協	2 59	知多地区教務主任研修会	教務主任としての実践的指導力と使命感を養うとともに、今日的課題・次期学習指導要領等職務に必要な知見を深める。	知多地区の小・中学校教務主任	悉皆	118	0.5	7/30	<美浜町総合体育館>	●●	●	●									●	●		

ID	主管	研修区分	研修番号	研修名	ねらい	受講対象者	募集	予定人数	日数	期日	備考 <会場>	校種		該当指標					指導力					マネジメント力																												
												幼稚園等	小学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	校長	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	校長	教諭・養護・栄養	養護	栄養	教諭	教諭	養護	栄養	教諭	教諭	養護	栄養	養護	養護	養護	給食管理															
																																						校長					教諭					養護				
																																						理解	児童生徒	学習指導	生徒指導	多様性への理解と教育支援	保健教育	健康相談	食に関する指導	学級・学年	学校経営	危機管理	学校安全	連携・協働	地域社会との連携・折衝	経営
理解	児童生徒	学習指導	生徒指導	多様性への理解と教育支援	保健教育	健康相談	食に関する指導	学級・学年	学校経営	危機管理	学校安全	連携・協働	地域社会との連携・折衝	経営	保健管理	活動組織	給食管理																																			
091	センター	2	60	県立学校新任教務主任研修	学校教育が抱える今日的課題についての講義や研究協議、教育法規演習などを通して、教務主任としての資質・能力の向上を図る。	県立学校の新任教務主任全員。(特別支援学校については、高等部に限らない)	悉皆	70	2	①6/10 ②10/13	<総合教育センター> *eラーニング研修あり																																									
092	センター	2	61	産業教育学科主任研修	産業教育の抱える今日的課題についての講義や協議を通して、産業教育学科主任としての資質・能力の向上を図る。	高等学校産業教育関係学科の学科主任	指定	100	1	7/8	<総合教育センター>																																									
093	センター	2	62	特別支援学校部主事研修	学校運営に関する諸課題について広く研修し、部主事としての資質・能力の向上を図る。	特別支援学校の部主事全員	悉皆	95	1	1/5	<総合教育センター>																																									
094	教職	2	63	管理職パワーアップ講座(部主事)	機動的な学校運営が行われるようになるため、リーダーシップを発揮し、適切に対処できる資質能力の一層の充実を図る。	特別支援学校の部主事全員	悉皆	96	0.5	6/3 午前又は午後	<場所未定> ※R1年度から福利課所管の「メンタルヘルス基礎講座」の部主事対象分を統合。																																									
095	センター	2	64	園長等運営管理研修	幼稚園教育要領等に基づいた教育内容、当面する幼児教育の諸問題、園長等に対する園運営・管理の専門的な事項について研修し、管理職や指導者としての資質・能力の向上を図る。	国公私立幼稚園の園長、公私認定こども園の園長、公私立保育所の所長、市町村の保育行政担当者(名古屋市を含む)	指定	50	1	8/5	<総合教育センター>																																									
096	教職	2	65	小中学校新任主幹教諭研修	学校の組織運営体制の充実に向けた主幹教諭としての職務遂行に係る講義・研究協議等を通して、マネジメント・マインドを高めるとともに教諭等をリードするモデルリーダーとしての指導力の向上を図る。	東三河地区の小中学校の新任主幹教諭	悉皆	5	1	6/2	<東三河総合庁舎> ※第1回新任教頭研修と合せて開催。																																									
097	センター	2	66	小中学校新任教頭研修	教頭としての視野を広め、経営能力及び指導力の向上を図る。 ○当面する教育の諸課題 ○学校における危機管理・不祥事防止 ○地域社会との協働について ○人権教育 ○学校安全 ○教育法規	小中・義務教育学校の新任教頭全員 ※集合研修は東三河教育事務所管内の対象者を除く	悉皆	200	1	10/30	<総合教育センター> ※eラーニング研修は東三河教育事務所管内の対象者も受講																																									
098	東三	2	66	小中学校新任教頭研修	当面する学校教育の諸問題及び人権教育、教育法規について研修を行い、教頭としての視野を広め、管理能力及び指導力の向上を図る。	東三河地区の小中学校の新任教頭	悉皆	23	2	①6/2 ②7/28	①<東三河総合庁舎> ②<豊橋市教育会館> ※eラーニング研修は、豊橋市以外の新任教頭が対象。 ※第2回は、豊橋市と合同開催(44人)。また、新任校長研修と合わせて開催。																																									
099	西三事務協	2	67	西三河地区小中学校教頭(校長)研修会	管理職としての資質と学校マネジメント力向上を図る。	西三河地区の小中学校教頭(校長) ※岡崎市、豊田市、みよし市を除く。	悉皆	200	1	5/29	<西三河総合庁舎> ※校長研修と教頭研修を隔年で行う。(H31は校長研修)																																									

ID	主管	研修区分	研修番号	研修名	ねらい	受講対象者	募集	予定人数	日数	期日	備考<会場>	校種												指導力					マネジメントカ											
												幼稚園等	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	校長	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	校長			教諭・養護・栄養					校長									
																							教諭	養護	栄養	教諭	養護	栄養	教諭	養護	栄養	教諭	養護	栄養	教諭	養護	栄養	教諭	養護	栄養
地域社会との連携・折衝	学校安全・危機管理	教職員理解	人材活用	組織運営・人材活用	財務管理	危機管理	学校安全・折衝	保健活動	給食管理																															
134	保健体育	3	94	防災教育指導者研修会	本県においては、南海トラフ巨大地震の発生により甚大な被害が予測されている。また、各地で発生している豪雨、台風、土砂災害等の大規模災害により、想定を上回る被害が発生している。こうした現状を踏まえ、児童生徒が自他の生命を大切にし、危険予測・危機回避能力を高める防災教育、及び家庭、地域や行政との連携を図った防災管理をさらに充実させる。	小中学校、義務教育学校(各中学校区から1名)及び各県立学校(豊橋・瀬戸・豊田・刈谷市立高校・特支含む。)の防災(教育)担当者	指定	500	0.5	10/27予定 10/20予定	尾張<総合教育センター> 三河<西三河総合庁舎> 国委託事業(一部県費)	●●●●●														●														
135	保健体育	3	95	学校事故対応講習会	学校の管理下において事件・事故災害が発生した際、学校は迅速かつ適切な対応を行うとともに、事前の安全対策の検証や児童生徒に対する心のケア、再発防止などの取組が求められる。そこで、学校において危機管理の在り方の見直しや検証を図り、事件・事故災害の未然防止とともに事故発生時の適切な対応が行われるよう、事故対応に関する教職員の共通理解を図る。	小中学校、義務教育学校(各中学校区から1名)及び各県立学校(豊橋・瀬戸・豊田・刈谷市立高校・特支含む。)の管理職または学校安全担当者	指定	500	0.5	6/2	<ウィルあいち> 国委託事業	●●●●●															●													
136	保健体育	3	96	愛知県学校安全総合支援事業発表会	学校安全の組織的取組と外部専門家の活用をすめ、自治体内での学校間の連携に当たった市町村の先進的な実践事例を県内に広く普及させる。	小中学校、義務教育学校(各中学校区から1名)及び各県立学校(豊橋・瀬戸・豊田・刈谷市立高校・特支含む。)の学校安全担当者 他	指定	600	0.5	2/9	<ウィルあいち> 国委託事業 教育委員会の安全優良校表彰も合わせて実施。	●●●●●															●													
137	保体	3	97	学校食育推進者養成講座	学校食育について実践的に活用できる専門研修を実施し、組織的・体系的な教育活動の推進のために教職員の指導力向上を図るとともに、学校食育推進の核となる指導者の育成を図る。 ○校種別食育推進の課題とあり方 ○栄養教諭を中核とした組織的な食育推進のあり方 ○シンポジウム	【指定】 小中学校(名古屋市を除く)(1/3校)の管理職または、教務主任、校務主任、保健主事、給食主任、養護教諭等で、各学校における食育推進者 県立学校(1/3校)の保健主事、養護教諭、保健体育・家庭科教員等 【指定】 実践力向上研修・新規採用(任用替)栄養教諭 研修対象者 【希望参加】 希望する市町村教育委員会の食育担当者 希望する栄養教諭・学校栄養職員	指定・自由	430	0.5	8/3(午後)	<ウィルあいち>	●●●●●															●●	●●												
138	義務・セ	3	98	幼稚園教育課程講座	幼稚園の教育課程の編成及び実施に伴う指導上の諸課題等についての専門的な講義や協議を行い、幼児教育の振興及び充実を図る。	公私立幼稚園教諭・公私立保育所保育士・公私立認定こども園教諭、保育士、保育教諭	指定	300	2	①5/29 ②8/27	令和2年、3年の2年間で4テーマを検討する。4テーマのうち2テーマを令和2年度に検討し、残りの2テーマを令和3年度に検討する。 令和2年度協議主題 主題は2テーマを検討 <総合教育センター>	●																												

139	義務 3 99	小・中学校教育課程研究会	新学習指導要領について、文部科学省主催の「小・中学校各教科等担当指導主事連絡協議会」を受け、その趣旨等の説明及び協議を行い、小学校及び中学校における授業改善の推進を図る。	各市町村において教科・領域に関わる指導的立場にある教員	指定	435	0.5	8/6,7	<総合教育センター>		●●										●				
140	高等 3 100	高等学校教育課程研究員研修会	高等学校教育課程愛知県説明会の円滑な運営を図る。 ○教育課程の編成	県立高等学校の教員	指定	114	1	①②7月	<総合教育センター> 実施期日は、研修ごとにより異なる。 0.5×2日			●●									●				
141	高等 3 101	高等学校教育課程愛知県説明会	高等学校の教育課程の編成と実施に向け学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図る。 学習指導要領の趣旨を踏まえた学習評価の改善の方向についての理解の深化を図る。 ○教育課程の編成	県立高等学校の教員及び私立・国立の教員のうち希望者	指定・自由	2707	0.5	8月	<愛知県教育会館>又は<総合教育センター> 実施期日は、研修ごとにより異なる。		●●		●●●●								●				
142	特支 3 102	特別支援学校教育課程講習会	学習指導要領改訂の趣旨及びその内容等についての伝達講習を行い、特別支援学校における教育の改善及び充実を図る。	特別支援学校の各部教務主任	悉皆	100	1	8月	<特別支援学校>				●●	●●								●			
143	センター 3 103	道徳推進講座	道徳科や人権教育の充実などについての講義や研究協議を通して、道徳教育、心の教育のいっそうの充実を図る。	【幼】 教諭 【小・中・義】 道徳教育推進教師	指定	60	1	7/28	<総合教育センター>	●●●●			●●									●		●	
144	義務 3 104	道徳教育パワーアップ研修会	道徳科の指導方法・評価に関する改善等について、学校の管理職、道徳教育推進教師等に周知する。 研究推進校の指導内容・方法、評価等の改善に関する取組について協議等を行うことを通じて、道徳教育の抜本的改善・充実を図る。	道徳教育推進の核となる教員(校長・教頭・主幹教諭・教務主任・道徳教育推進教師・指導員)等	指定	200	0.5	2/9	<ウイルあいち>		●●	●	○	●○	●●							●		○	
145	センター 3 105	外国人児童生徒教育講座	講義、演習、研究協議などを通して、外国人児童生徒教育に必要な知識や技能を習得し、資質・能力の向上を図る。	小中学校、義務教育学校、高校、特支学校の教員で、外国人児童生徒教育担当教員及び担当する可能性のある教員で、過去に本講座を受講していない者	指定	56	2	①6/17 ②10/14,21	※eラーニング研修は全員が受講 ○外国人児童生徒教育の現状と課題		●●●●●●		●●		●●	●●	●●							●	
146	センター 3 106	県立学校運営講座	学校経営の視点から、教育法規や財務事務、主任の立場から見た学校の課題とその対応等について研修を行い、主任として求められる資質の向上と幅広い視野に立った教育観の確立を図る。	【高・特】校長の推薦を受けた者	指定	80	2	①10/1 ②10/14	<総合教育センター>			●●●●			●							●	●	●	●
147	センター 3 107	学級づくり生かす教育相談講座	教員として必要な教育相談に関する基礎的な知識や技能を習得し、幼児、児童、生徒の理解や学級づくりに生かすことができる力量を養う。	【幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の教員】教育相談に関心のある初心者	指定	45	3	①5/26 ②7/28 ③10/16	<総合教育センター>	●●●●●●●●				●							●				
148	センター 3 108	多職種連携を意識した組織で行う教育相談講座	学校・地域において、教育相談の推進や充実に向けて指導的役割を担う人材の育成を目指し、個別の事例に対応できる専門的な理論・技法の習得を図る。	【小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の教員】教育相談において中心的な役割を担う者	指定	40	3	①6/12 ②8/4 ③10/13	<総合教育センター>		●●●●●●			●		●					●		●	●	
149	未定 2 109	県立学校新任ネットワーク担当者研修	愛知エースネットの運営管理(メールアドレス管理、ウェブページ管理など)及び校内LANの運用管理(トラブルシューティング、申請書提出方法など)について研修し、ICTの円滑な教育利用と活用促進を図る。	【高・特】初めてネットワーク担当者になった県立学校の教員	悉皆	120	1	1班5/8 2班5/12 3班5/13 4班5/15 のいずれか1日	<総合教育センター> ※各班40名 ※人数が120名以下の場合、4日目を実施しない場合がある。			●●●●		●●							●	●	●	●	
150	センター 3 110	教科情報における文部科学省教材活用講座	新学習指導要領における共通必修科目「情報I」の「コミュニケーションと情報デザイン」「コンピュータとプログラミング」「情報通信ネットワークとデータ活用」の単元における授業実践や教材開発について、知識や技能を身につける。	高等学校情報科教員	指定	40	1	10/2	<愛知教育大学>		●	●		●●		●	●								

ID	主管 研修区分 研修番号	研修名	ねらい	受講対象者	募集	予定人数	日数	期日	備考 〈会場〉	校種			該当指標			指導力					マネジメント力															
										幼稚園等	小学校	中学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	校長	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	校長	指導力					マネジメント力										
																					教諭・養護・栄養					養護					校長					
																					児童生徒理解	学習指導	生徒指導	多様性への理解と教育支援	保健教育	健康相談	食に関する指導	学校経営	学級・学年	危機管理	学校安全・連携・協働	同僚との連携・折衝	地域社会との連携・折衝	経営	保健管理	活動
151	義務 3 課題	111	英語教育推進リーダーによる指導力向上研修	新学習指導要領の実施を踏まえ、県内全ての中学校英語担当教員の英語力・指導力の向上を図る。	中学校の英語担当教員	指定	49	3	8/3、8/4、8/25	東三河教育事務所	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
152	義務・東三 3 課題	111	東三河地区の英語教育推進リーダーによる指導力向上研修	文部科学省が実施する英語教育推進リーダー中央研修に参加した教員が講師となり、中学校英語担当教員を対象とした研修を計画し、教員の英語力・指導力の向上を図る。	東三河地区の中学校の英語担当教員	指定	50	3	①8/3 ②8/4 ③8/25	<東三河総合庁舎>	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
153	センター 3 課題	112	情報モラル指導者養成講座	学校及び地域の情報モラル指導の中核となるため、児童生徒のインターネット利用の現状と課題を把握する。また、有効な教材を知るとともに、効果的な指導法についての知識・技術を習得し、情報モラル指導者としての指導力の向上を図る。 <受講後> *受講者は、校内研修の講師として、情報モラルに関するワークショップ形式の研修を実施する	【小・中・義】 ◆今後、学校及び地域の情報モラル指導の中核となる教員 ◆平成28,29,30,令和元年度「情報モラル指導者養成講座」受講者を除く	指定	60	1	(小・義務教育学校) 1班6/12 尾張・新城設楽 2班6/16 海部・知多・西三河・東三河 (中・義務教育学校) 1班6/12 海部・知多・西三河・東三河 2班6/16 尾張・新城設楽	<総合教育センター> ※小中学校の受講者は、総合教育センターが主催する令和3年度以降の研修において、情報モラルに関するワークショップ形式の講座等の講師を依頼する場合はある。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						
154	尾張 3 課題	113	尾張地区人権教育指導者研修会	人権に関する学習活動を推進するために必要な指導者の資質の向上と、指導力の強化を図る。	小・中学校人権教育担当者等	指定	150 ~ 180	3	①7月 ②10月 ③11月	①<犬山市南部公民館> ②<瀬戸市瀬戸蔵> ③<一宮木曾川文化会館>	●	●	●	○	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
155	海部 3 課題	113	海部地区人権教育指導者研修会	人権に関する学習活動を推進するために必要な指導者の資質の向上と、指導力の強化を図る。	(1)市町村教育委員会関係者 (2)社会教育関係者 (3)PTA関係者 (4)小中学校関係者(指導的立場にある者) (5)市町村職員 他	指定	160	0.5	9/23 9/24	<飛島村公民館> <津島市生涯学習センター>	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
156	生涯学習 3 課題	113	知多地区人権教育指導者研修会	人権に関する学習活動を推進する為に必要な指導者の資質の向上と指導力の強化を図る。	小中学校教諭 PTA・社会教育関係者等	指定	80	0.5	8/27	<武豊中央公民館>	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
157	西三 3 課題	113	西三河地区人権教育指導者研修会	全ての人々の人権が尊重される社会の実現をめざし、人権に対する理解と認識を深め、差別意識の解消を図るとともに、その指導に当たる者の研修を行い、資質の向上と指導力の強化を図る。	小学校、中学校の教員 (各市町の教育委員会指導主事等、人権擁護委員各1名)	指定	326	0.5	7/29	※午前:216人、午後:110人	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					

ID	主管	研修区分	研修番号	研修名	ねらい	受講対象者	募集	予定人数	日数	期日	備考 <会場>	校種			該当指標			指導力					マネジメント力																														
												幼稚園等	小学校	中学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	校長	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	校長	教諭・養護・栄養	養護	栄養	教諭	教諭・養護・栄養	・栄養	校長																								
																													児童生徒理解	学習指導	生徒指導	多様な解と教育支援	保健教育	健康相談	食に関する指導	学級・学年学校経営	危機管理・学校安全	連携・協働	地域社会との連携・折衝	経営	保健管理	活動	保健組織	給食管理									
																																													構想力	企画・人材育成	・教職員理解	人材活用	組織運営・	財務管理	危機管理	学校安全・	連携・折衝
171	センター	4	119	保健体育科講座B 高等学校・特別支援学校コース	高等学校・特別支援学校保健体育科の体育実技指導技術の向上を図るとともに、学習指導要領のねらいについて理解を深める。	【指定】 高等学校5年経験者研修(保健体育科)対象者 【自由応募】 小学校,特別支援学校の保健体育科教員	指定・自由	35	1	7/30	<>																																										
172	センター	4	120	音楽科講座A	楽曲分析や創作の基礎知識を学ぶことを通して、音楽科の授業展開についての理解を深めるとともに、指揮の実技演習を通して指導力の向上を図る。	【指定】 小学校5年経験者研修対象者(音楽科選択者) 【自由応募】 小学校,義務教育学校,特別支援学校小学部の教員	指定・自由	30	1	8/24	<>																																										
173	センター	4	120	音楽科講座B	楽曲分析や創作の基礎知識を学ぶことを通して、音楽科の授業展開についての理解を深めるとともに、指揮の実技演習を通して指導力の向上を図る。	【指定】 中学校,高等学校の5年経験者研修(音楽科)対象者 【自由応募】 中学校,義務教育学校,高等学校,特別支援学校中部・高等部の音楽科教員	指定・自由	20	1	8/25	<>																																										
174	センター	4	121	図画工作・美術科講座	図画工作科・美術科を指導している教員に対して、学習指導要領のねらいについて理解を深めさせるとともに、実技指導を通して指導力の向上を図る。	【指定】 小学校5年経験者研修(図画工作科選択)対象者及び中学校,義務教育学校,高等学校の5年経験者研修(美術)対象者 【自由応募】 小学校,義務教育学校,特別支援学校の教員及び中学校,高等学校の美術科教員	指定・自由	30	1	8/17	<総合教育センター>																																										
175	センター	4	122	小学校外国語科講座	コミュニケーション能力を育む授業づくり及び小学校外国語及び外国語活動における新教材の活用や指導方法について、講義及び研究協議を通して学び、指導力の向上を図る。	【指定】 小学校5年経験者研修対象者(外国語科選択者)	指定・自由	60	1	7/27	<総合教育センター>																																										
176	センター	4	123	英語科講座	コミュニケーション能力を育む授業づくり及び中学校・高等学校の連携の在り方について、講義及び研究協議を通して学び、指導力の向上を図る。	中学校,高等学校の5年経験者研修(英語科)対象者	指定	110	1	7/27	<総合教育センター>																																										
177	高等	4	124	イングリッシュハブ スクール事業地区別授業研修	研究授業及び協議を通して、先進的な英語教育の取組成果等の各地区への普及還元を図る ○学習指導	県立高等学校の英語教員, 中学校の英語教員, 小学校の英語教員	指定・自由	1569	1	6月-2月	<拠点校等> 拠点校のうちの12校で計画。実施期日は地区ごとに異なる。0.5×2日																																										
178	高等	4	125	イングリッシュハブ スクール事業拠点校連絡協議会	授業参観及び研究協議を通じた、表現力や即興的なコミュニケーション能力等の育成に関する情報共有を図る ○学習指導	拠点校13校及びAGH2校の英語教員	指定	30	0.5	①5月 ②冬休休業中	<拠点校>																																										

ID	主管	研修区分	研修番号	研修名	ねらい	受講対象者	募集	予定人数	日数	期日	備考 <会場>	校種			該当指標			指導力					マネジメントカ																									
												幼稚園等	小学校	中学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	校長	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	校長	教諭・養護・栄養	養護	栄養	教諭	教諭・養護	・栄養	・栄養	校長																		
																														児童生徒理解	学習指導	生徒指導	多様性への理解と教育支援	保健教育	健康相談	食に関する指導	学校経営	学級・学年	危機管理	学校安全・連携・協働	・栄養	地域社会との連携・折衝	経営室	保健管理	学校安全・危機管理	活動	保健組織	給食管理
230	丹葉事務協	4	163	丹葉地区学校体育担当者研修会	小・中学校における体育担当教員の資質向上及び体育指導の充実を図る。	小学校体育担当教員及び中学校保健体育科教員	指定	46	0.5	1/24	<扶桑町総合体育館>	●	●	●																																		
231	知多事務協	4	164	知多地区体力づくり研修会	体力づくりの実践意義および指導方法について知り、実践者の能力向上を図る。	知多地区の小中学校教諭	指定	60	0.5	10/1	<メディアス体育館おおぶ>	●	●	●																																		
232	設置教育指導室	4	165	北設楽郡小・中学校体育主任研修会及び学校体育実技講習会	年間を通しての学校体育事業の確認を行い、郡内の体育活動が円滑に運営できるようにする。講師を招聘し、講習を行うことで指導者としての技能向上を図り、各校での研修に生かす。	小・中学校体育主任	悉皆	11	1	未定(5月中旬)	<設楽町立田口小学校(予定)>	●	●	●																																		
233	保体	4	166	運動部活動指導者研修会	中学校及び高等学校において運動部活動を指導に当たる教員のなかで、保健体育担当者以外の少経験者を対象に研修会を開催し、指導者の資質向上を図る。 ○1日目実技研修、2日目講義	中学校及び県立学校等の運動部活動の指導者で、原則として保健体育担当者以外の少経験者	指定	150	1	6/9	<三好公園運動施設>	●	●	●																																		
234	高等	4	167	県立高等学校教育課程課題研究(人権、総則、保健体育)	各年度における教科指導上の課題研究と、その成果の還元による県全体の学習指導の充実を図る。 ○学習指導	県立高等学校の教員で学校長から推薦のある者	指定	51	2 ~ 2.5	①~⑤ 6月-1月	<総合教育センター> 実施期日は、研究班ごとに異なる。 0.5×4~5日	●																																				
235	知多事務協	4	168	知多地区夏期安全水泳指導者講習会	学校教育課程内で行われる水泳指導において安全な指導を行うための基本的な指導技術を習得する。	小中学校教諭希望者及び小初任者	悉皆・自由	130	1	5/20	<常滑市プール> ※小初任者必修	●	●	●																																		
236	保体	4	169	養護教諭研究協議会	養護教諭が研究した成果を踏まえ、健康に関する諸問題についての研究協議を行い、資質・能力の向上を図る。 ○伝達講習 ○課題別分科会協議	小中義務教育諸学校・県立学校の養護教諭 【小中】1100名 【県立】340名	悉皆	1440	0.5	【小中】 ① 1/15 ② 1/19 ③ 1/22 ④ 1/27 【県立】 ⑤ 1/26	<総合教育センター> ①中島・丹葉・知多 ②愛日・海部 ④西三河 ⑤県立 <ライフポートとよはし> ③1/22 東三河	●	●	●																																		
237	知多事務協	4	170	知多地区救急法講習会	救急法の理論と実技について研修し、学校における保健管理の充実・推進のための資質向上を図る。 ○救急処置	養護教諭(原則として5年に以内に一度)、保健主事、体育担当者、部活動担当者等 ※市町に受講者数割当	指定	25	1	7/27	<半田消防署>	●	●	●																																		

238	センター 2 長期	171	教育研究リーダー養成研修	理論的・実践的な教育研究を通して、課題解決能力と同僚性の構築力を身に付けたミドルリーダーの育成を図る。	現在または今後、学校運営上で、特に教育研究におけるミドルリーダーとしての役割を担う者で、市町村立学校教員については、校長、市町村教育委員会教育長及び教育事務所長の推薦を受けた者、県立学校教員については、校長の推薦を受けた者(ただし、教職経験6年以上の者で、10年経験者研修の対象者を除く)	指定	33	10	5/22開講式・指定日3日と任意日3日・訪問研修2日2/5閉講式	<総合教育センター、勤務校>	●●●●●●●●	●	●●●●●	●	●				
239	センター 5 長期	172	特別支援教育相談長期研修	相談実習を中心に、特別支援教育相談に関する理論的・実践的研究を通して研修を行う。	教職経験がおおむね5年から15年の者で、校長が認めた者	指定	3	21	5/22開講式2/5閉講式※5/22から2/5までの21日間(開講式及び閉講式当日の日数を含む)	<総合教育センター>	●●	●	●	●●	●	●			
240	センター 5 長期	173	教育相談特別研修	総合教育センター及び愛知教育大学において、教育相談に関する研究を通して研修を行う。	教職経験がおおむね10年から20年のもの、校長が認めた高等学校教員	指定	3	1年	4月から3月まで	<愛知教育大学:週3日> <総合教育センター:週2日>	●●	●●●	●●●	●●	●●●●	●	●	●●	●●
241	センター 5 長期	174	小中学校社会体験型教員研修	豊かな見識と広い視野に立った教育力を培わせ、新たな教育を推進するリーダーの養成を図る。 教員に学校以外の諸施設で、多様な体験を積み重ね、企業等の人材育成、人事管理等や学校運営に生かす。 社会の構成員としての視野を広げ、「持続可能な社会の創り手」を育成する学校づくりに役立てる。	正規教員としての教職経験が原則として6年以上の教諭で、本県の教員として3年以上勤務している小・中学校教員。年齢はおおむね30歳以上40歳未満の者。ただし、派遣年度に10年経験者研修対象者になる者、教員免許更新制における更新講習を受講しなければならない者は除く。	指定	3	1年	4/1～3/31	具体的な研修内容は派遣先と協議する。	●●●●●●●	●	●●●●	●●●●	●	●●●●			
242	義務・セ	175	大学院及び教職大学院派遣研修	現職のまま、愛知教育大学または新教育大学(兵庫・上越・鳴門)において、長期にわたって研修・研究を行う。	小・中・義・特	指定	26	2年		<愛知教育大学、兵庫教育大学、上越教育大学、鳴門教育大学>	●●●●●●●●	●	●●●●●●●	●	●●●●	●	●●		
243	特支 5 長期	176	愛知教育大学特別支援教育特別専攻科内地留学研修	特別支援教育分野の専門的知識や技術を得得し、資質・能力の向上と指導力の充実を図る。	小・中・義・特	指定	小中2 特2	1年		<愛知教育大学>	●●●●●●●	●●●●	●●●●	●●●●	●●	●●●●			
244	特支 5 長期	177	国立特別支援教育総合研究所特別支援教育専門研修	特別支援教育分野の専門的知識や技術を得得し、資質・能力の向上と指導力の充実を図る。	小・中・義・特	指定	小中2 特3	2か月程度		国立特別支援教育総合研究所における研修 第一期 5月～7月 第二期 9月～11月 第三期 1月～3月	●●●●●●●	●●●●	●●●●	●●●●	●●●●	●●●●	●●	●●	●●
245	教職 小中高	178	指導改善研修	「指導が不適切な教員」として認定された者に対して、学校への復帰を第一の目的とした適切な研修を実施し、意識の改善や力量の向上を図る。	小・中・義・高・特(教諭・養護教諭・栄養教諭)	指定	—	1年		総合教育センター及び所属校(他施設、民間企業)	●●●●●●●●●●●●	●	●●●●●●●●●●	●●●●	●●●●			●●	

参考資料① 平成31年度の教員研修の見直し状況

■県立学校10年経験者研修における受講時期の弾力化の一部導入

教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成28年法律第87号）の施行に伴い、学校運営において中核的な役割を果たす中堅教諭等の資質の向上を図るべく、10年経験者研修（中堅教諭等資質向上研修）における受講時期の弾力化を段階的に実施していくことを予定している。

平成31年度については、県立学校（教諭、養護教諭）を対象とした研修で、これまでのように教職経験10年が経過した者に加え、受講時期を弾力化し、各校1名まで、1年前倒して研修の一部の受講を可能にする。

【受講対象者】

教職経験9年が経過した者の中で、総合的に判断し、対象者の意志も勘案した上で、適当と考える者。

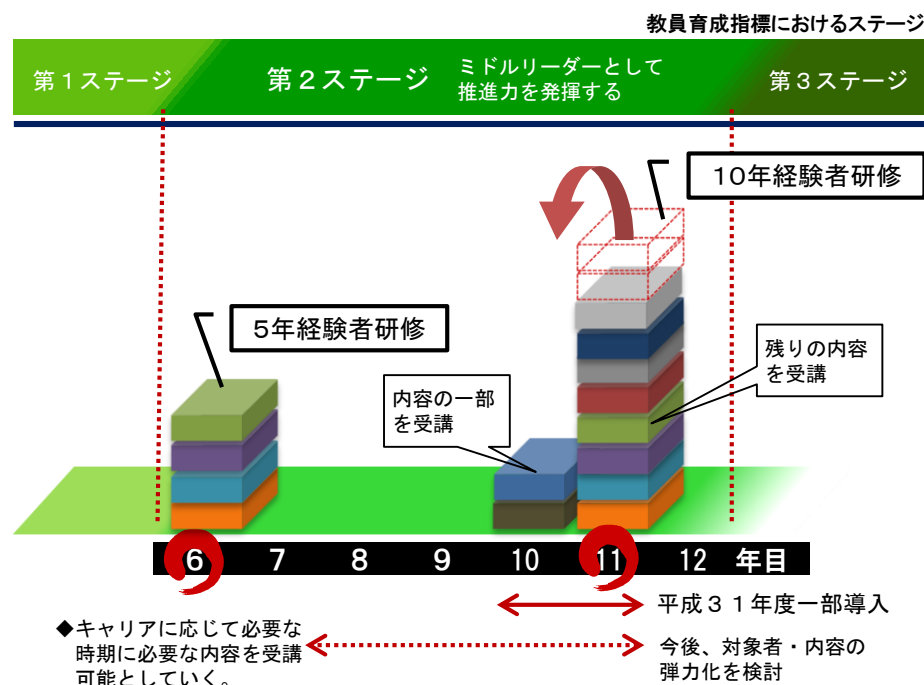
【研修内容：マネジメント力向上を目的とする】

- 校外研修1日
- eラーニングの1コマ
- 校内研修15～20時間のうち4時間相当分をOJT

●OJTとは……

OJTとは、職場において研修の時間を新たに設定して取り組むというのではなく、研修の目的意識を持ちながら、自ら調べたり、同僚と相談したり、管理職から具体的な指導助言を受けたりしながら、日常の業務を遂行する中で、校内の教育活動の活性化を図るとともに、振り返りを通して自らの学びを自覚し、資質・能力を高めていく研修である。OJTは一般的に現職研修と呼ばれるそのものではなく、その手法としてとらえている。

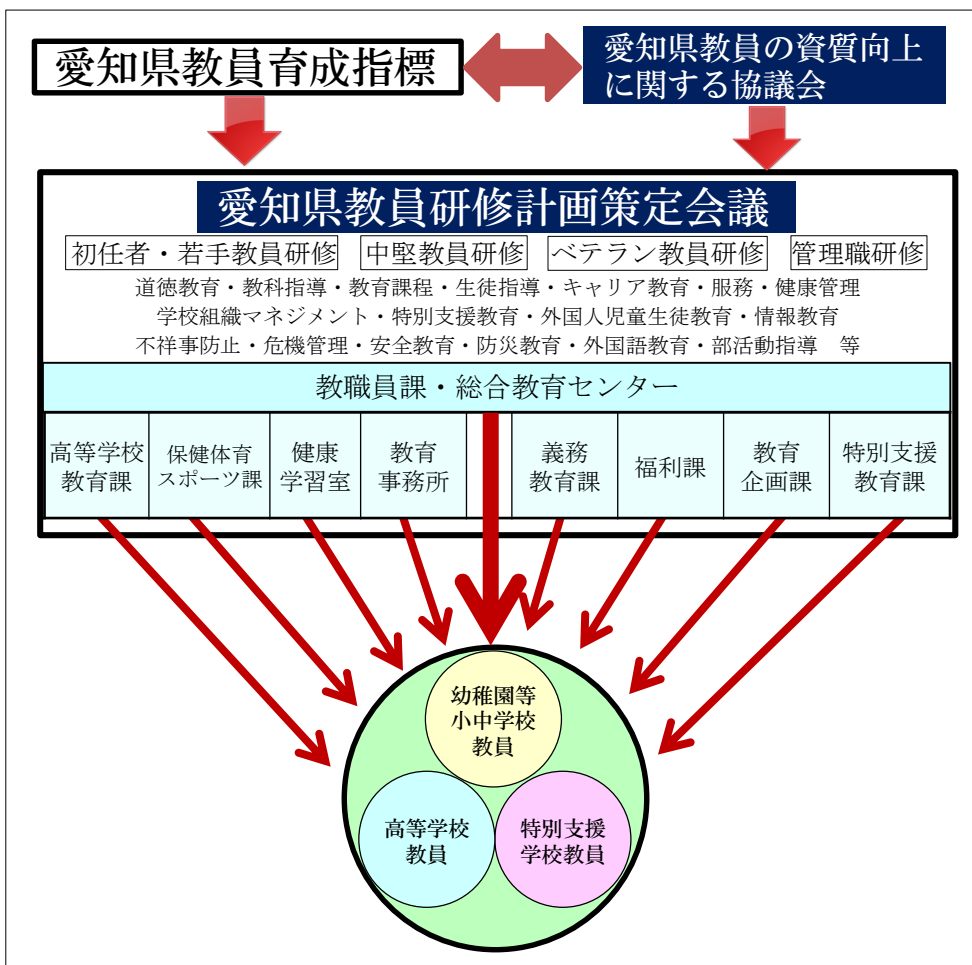
●「受講時期の弾力化」による受講者の受講イメージ



学校行事の計画・実施を例にとれば、学年主任はリーダーとして、趣旨やねらいを明確にし、いつまでに、誰に、どんな仕事を担当してもらうか等の計画を立てて、学年職員に示し、遂行してもらうことにより「マネジメント力」を高める。学年職員は、その責任を果たすために、それぞれが分担された仕事を自ら創意工夫したり、同僚と相談したりしながら遂行する過程で、「課題解決力」や「コミュニケーション能力」を高める。さらに、仕事を進める中で、学年主任や経験豊かな職員がメンターとして、若手職員がメンティとして、それぞれが効果的な仕事の進め方について必要な資質・能力を学び身に付けていくことになる。

参考資料② 平成30年度の教員研修の見直し状況

■教員研修策定会議・教員の資質向上に関する協議会の設置

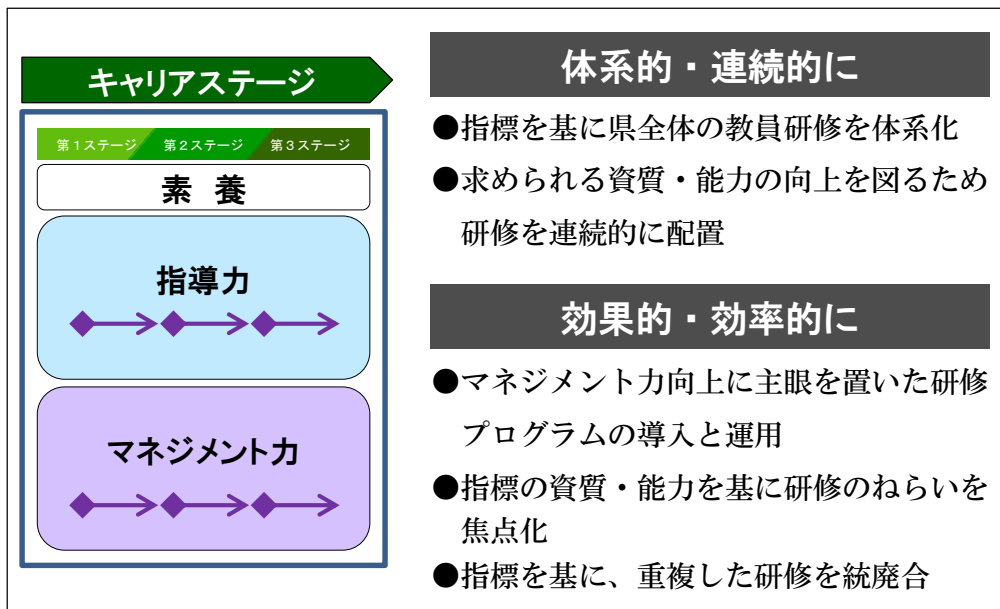


県総合教育センター・県教育委員会各課室・教育事務所等で構成する「愛知県教員研修計画策定会議」において、愛知県教員育成指標を踏まえ、本県の教員研修の全体計画を策定。この全体計画に基づいて、県総合教育センター・県教育委員会各課室等が研修を実施。

また、「愛知県教員の資質向上に関する協議会」において、教員研修を始めとした教員の資質向上に関して幅広く協議。

■指標を踏まえた研修計画策定の視点

指標の策定を通して、研修実施上の課題が明らかになった。研修全体として「指導力」の向上に重点が置かれており、「マネジメント力」は管理職のみで実施されていた。それぞれのキャリアステージに応じた資質・能力を育成する必要がある。



●指標を踏まえたプログラムの改編とねらいの明確化

【初任者研修】高等学校：生徒指導の実践（学級経営の視点を導入）、小中学校：宿泊研修（校外学習の安全管理体制の整備を導入）

【10年経験者研修】マネジメント基礎講座、ファシリテーター養成講座のマネジメント力向上プログラムを導入

○育成指標を踏まえ、基本研修のすべての研修講師に育成したい資質・能力を育成指標で示し、研修のねらいを明確にした。

参考資料③ 愛知県教員研修改革の方針（平成30年3月策定）

1 国の動向及び教員の資質向上に関する指標策定までの流れ

【背景】

- 新たな知識や技術の活用など社会環境の急速な変化
- 学校を取り巻く環境の変化（大量採用・大量退職、学校教育課題の多様化・複雑化）

「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）」中央教育審議会（平成27年12月21日）

■学び続ける教員を支えるキャリアシステムの構築のための体制整備

- 国が大綱的に教員育成指標の策定指針を提示
- 教員育成指標、研修計画の全国的な整備
- 教員育成協議会の設置

■養成・採用・研修を通じた方策

～「教員は学校で育つ」との考えの下、教員の学びを支援～

- 継続的な研修の推進
 - ・校内研修推進のための支援等の充実
 - ・メンター方式の研修（チーム研修）の推進
 - ・OJTによる学校の活性化
- 初任研改革
 - ・校内研修の重視・校外研修の精選
- 10年研改革
 - ・実施時期の弾力化
 - ・ミドルリーダー育成
- 管理職研修改革
 - ・マネジメント力の強化
 - ・養成・研修システムの構築

教育公務員特例法の一部改正（平成29年4月1日）

- 指標の策定に関する指針を提示【新設】
- 指標、教員研修計画の策定【新設】
- 協議会の設置【新設】
- 10年経験者研修の見直し（中堅教諭等資質向上研修）
 - 【旧】
 - ・在職期間が10年に達した後相当の期間内
 - ・教諭等としての資質の向上
 - 【新】
 - ・相当の経験
 - ・中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上

愛知県教員の資質向上に関する指標策定等協議会

- 第1回協議会（平成29年 5月26日）
- 第2回協議会（平成29年 7月 5日）
- 第3回協議会（平成29年 9月20日）

『教員育成指標』＜文部科学大臣指針より要約＞

- ・教員等が担う役割が高度に専門的であることを改めて示す
- ・研修等を通じて教員等の資質の向上を図る際の目安
- ・教員等一人一人のキャリアパスは多様であること
- ・自らの職責、経験及び適性に応じて更に高度な段階を目指す手掛かりとなるもの
- ・効果的・継続的な学びに結び付ける意欲を喚起することを可能とする体系的なもの

愛知県教員育成指標 公表
（平成29年11月10日）

2 指標を踏まえた研修体系・研修計画の再構築

(1) 課題と再構築の方針

【課題】

- 教員育成指標の策定に伴い、教員育成指標で求められる資質・能力の向上を図るための研修となるように見直しを図る。
- 県総合教育センターが行っている研修とは別に県教育委員会各課室等がそれぞれ必要な研修を行っており、それら全てを整理する。
- 現場のニーズに合った研修とするとともに、教員の多忙化解消に資する効果的・効率的な研修体系を整える。

【再構築の方針】

①「愛知県教員の資質向上に関する指標（愛知県教員育成指標）」を踏まえた研修計画の見直し

- 県全体の研修について、指標を基に研修体系を再構築する。
- 「愛知県教員研修計画策定会議（仮称）」を設置する。
＜主な検討事項＞
 - ・県総合教育センターと県教育委員会各課室等が実施している研修を研修体系に位置付け、役割分担を調整しながら、総量を減らす方向で、見直しを図る。
 - ・ねらいや内容が重複または類似している研修については、統合・廃止を進める。
 - ・指標や現状を踏まえ、必要に応じて新たな内容の研修を効率的に実施する。

②法律の改正に基づく中堅教諭等資質向上研修の新たな体系づくり

- 現場のニーズに応じて研修の実施時期の弾力化を図る。
- ミドルリーダー育成のため、マネジメント力の向上を図るプログラムへと研修内容の見直しを図る。

③研修を円滑に実施するための支援

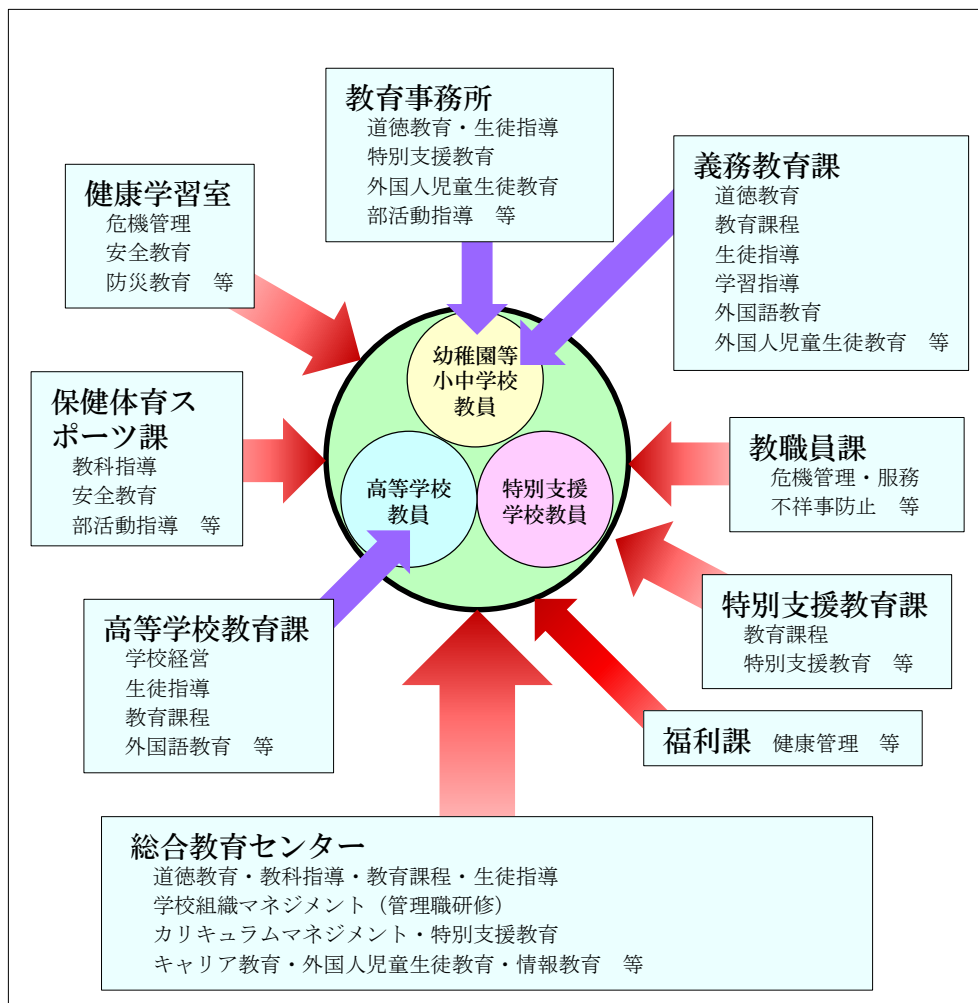
- 各教員に必要な研修や受講履歴を一元的に管理する「研修受講管理システム」の導入を進める。
- 管理職や教員個人が受講履歴を確認し、キャリアステージに応じた研修を主体的に受講できるようにする。

④実施形態の工夫とOJTの積極的活用

- 集合研修については、ねらいや内容に応じて、伝達講習形式への変更や地区別での開催を検討する。
- 「教員は学校で育つ」という考えの下、集合研修の内容を精査し、OJTの効果的運用と充実を図る。

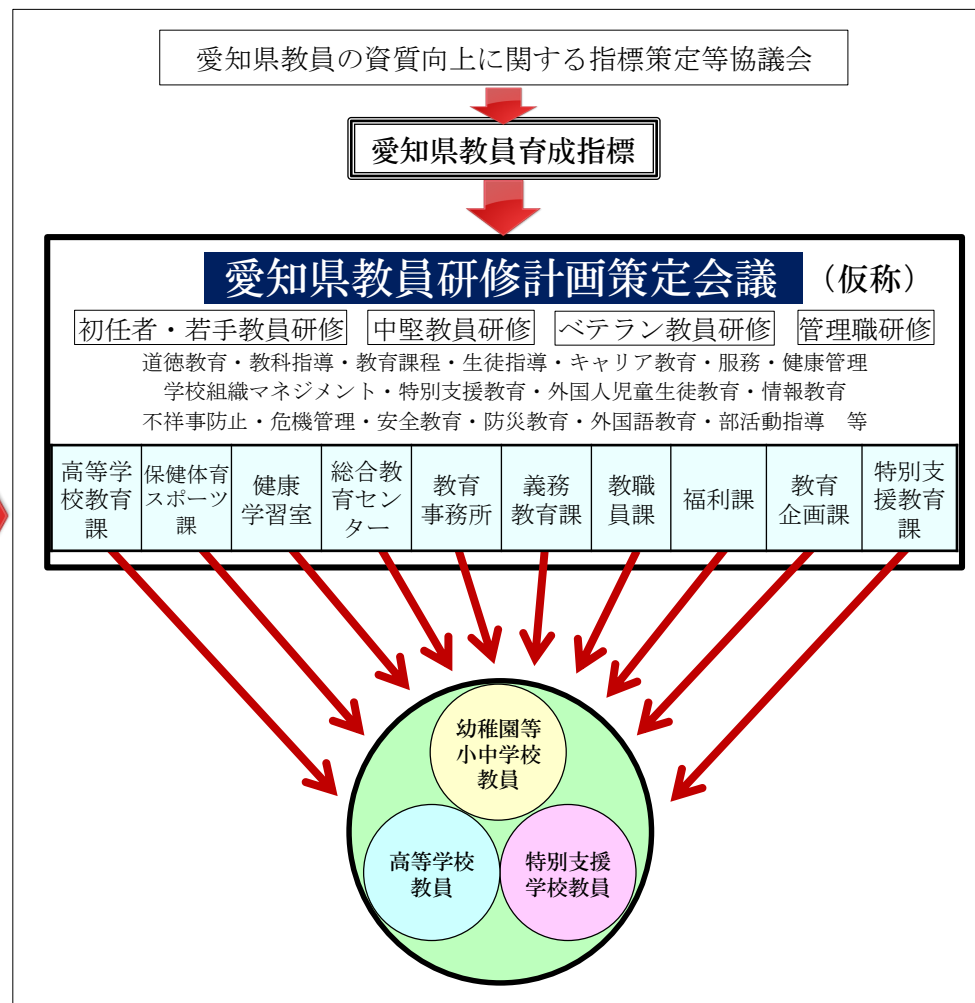
(2) 指標を踏まえた研修体制の改革

■現行の研修体制



県総合教育センター・県教育委員会各課室等が個別に研修を企画・実施。ただし、法定研修の「初任者研修」と「10年経験者研修」は、高等学校教育課・義務教育課・特別支援教育課等の関係各課と県総合教育センターが協議して内容を定めている。

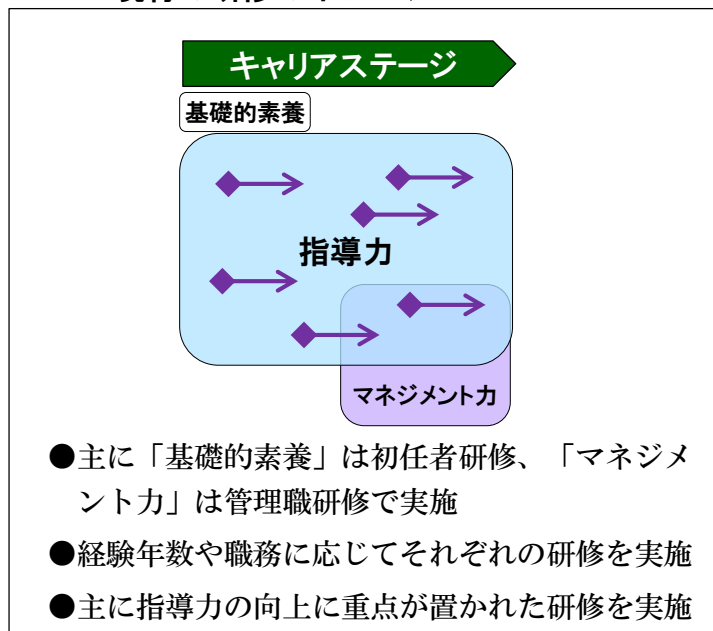
■新たな研修体制



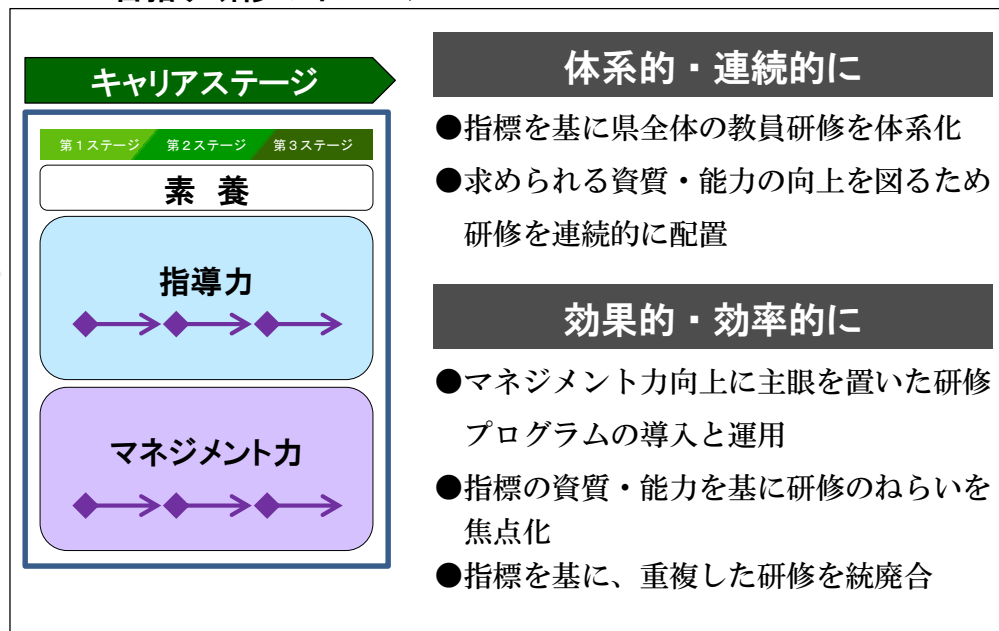
県総合教育センター・県教育委員会各課室・教育事務所等で構成する「愛知県教員研修計画策定会議（仮称）」において、愛知県教員育成指標を踏まえ、本県の教員研修の全体計画を策定。この全体計画に基づいて、県総合教育センター・県教育委員会各課室等が研修を実施。

(3) 指標を踏まえた研修計画策定の視点

■ 現行の研修のイメージ



■ 目指す研修のイメージ



3 今後のスケジュール

